

# 大川市議会第3回定例会会議録

平成22年6月11日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	石橋忠敏	10番	中村博満
2番	箴島かおる	11番	岡秀昭
3番	吉川一寿	12番	中村武彦
4番	今村幸稔	13番	佐藤操
5番	平木一朗	14番	山田廣登
6番	古賀龍彦	15番	井口嘉生
7番	石橋正毫	17番	古賀光子
8番	川野栄美子	18番	神野恒彦
9番	福永寛		

## 欠席議員

16番	古賀勝久
-----	------

## 2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治							
副市	長	福島裕幸							
教	育	長	石橋良知						
会	計	管	理	者	宇	木	博	子	
(兼)	会	計	課	長					
消	防	長							
(兼)	総	務	課	長	今	村	辰	雄	
経	営	政	策	課	長	木	下	修	二

総務課長	今泉貞則
(併)選挙管理委員会事務局長	
企画調整課長	本村和也
税務課長	古賀恭治
健康課長	持木芳己
環境課長	宮崎幹男
農業水産課長	
(併)農業委員会事務局長	添島清美
クリーク課長	田中美俊
都市建設課長	石橋徳治
まちづくり推進課長	川野徳秀
上下水道課長	宮崎博巳
消防本部警防課長	田中晴彦
学校教育課長	武下博子
監査事務局長	武下知寛

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議会事務局長	酒見隆司
議会事務局書記	永尾龍之介
議会事務局書記	堀修
議会事務局書記	古賀章子

4. 付議事件

1. 一般質問

1. 議案に対する質疑

(議案第29号～第40号)

1. 委員会付託

## 5 . 一般質問通告

発言 順位	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	5	平 木 一 朗	1 . 少子化対策について 2 . 安心して暮らせるまちづくりについて
7	1	石 橋 忠 敏	1 . 市民参加の行政評価制度導入について 2 . 大川市の水道管耐震化問題について 3 . リサイクルプラザ用地の有効活用について 4 . 市長と議員との面談のあり方について
8	8	川 野 栄美子	1 . 環境ビオトープ（生きものの場所）について
9	2	箆 島 かおる	1 . 堤上野線及び小保酒見線の道路改修事業の進捗状況について 2 . 幼稚園の運営について
10	9	福 永 寛	1 . 都市計画道路堤上野線の進捗状況について 2 . 大川市公共賃貸住宅の空部屋対策などについて

午前9時 開議

議長（井口嘉生君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

ここで御報告申し上げます。古賀勝久議員より欠席の届け出が提出されておりますので、御報告いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。この際、お願いいたします。

一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め1時間30分程度でお願いいたしたいと思っておりますので、この点、執行部におかれましても何とぞ御協力のほどお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。まず、5番平木一朗君。

5番（平木一朗君）（登壇）

皆様おはようございます。朝一番の質疑ということで、非常にありがたいと思っております。

つい先日のちっこ会議、皆さんどうもお疲れさまでございました。私のほうも17分科会に参加をしております、「環境自治体なら「弁当の日」をやらなくちゃ」という講演を聞いて

てまいりました。非常に大変勉強になりましたし、ぜひこれをいろんな障害があるかと思いますが、大川市でもぜひ取り組んでいけないだろうかと心から望んでいる次第でございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問のほうに移らせていただきます。

通告に従いまして大きく2点、少子化対策について、そして、安心して暮らせるまちづくりについて質問をさせていただきます。

少子化対策についてですが、少子化が進み大変深刻な問題となる中、子供は要らない、また、1人でいいと考える人が増加傾向にあると言われております。一方で、子供が欲しくてもできず悩む夫婦が10組に1人あると言われております。悩んだ末、病院で調べてもらった結果、専門の治療、体外受精、顕微授精など、さまざまな治療法があり、目覚しく進歩している反面、大半の患者は身体ともに大きな負担を強いられています。排卵誘発法など、保険適用されるものはありますが、保険適用外の治療が多く、実費負担で数十万円から数百万円かかる場合があります、中には経済的な理由から子供をあきらめなければならない悲しいケースもふえてきております。また、最近では2人目の不妊で治療に通われるケースが非常に多くなってきております。不妊に悩む女性の声をまとめた報告書によりますと、治療年数は平均4年、体外受精では1回の試みで出産に至る確率はわずか10%か20%未満、1つの周期を6周期、約半年続け、次の治療に切りかえていくケースが多いということです。

そんな中、国の補助事業として福岡県は1回の治療につき上限額150千円、1年度2回まで通算5年度助成されますが、所得制限があり対象治療も限られ、知事が指定した医療機関において受けた治療が対象となります。この辺では高木病院が指定された医療機関になります。

いろんな市町村がこの少子化対策について補助をしております。中でも例を申し上げますと、石川県輪島市では不妊治療助成金という名目ではなく、子宝支援事業と名目を変えて輪島市に1年以上住所を有し、医師の診察を受けて不妊症と診断され、不妊症に関する治療費を支払った方が対象であり、助成の内容は保険診療適用外の一般不妊治療については検査費及び治療費の10分の7、70%、それで年間700千円までというもので、しかも回数とか所得の制限もありません。その上、県の制度との併用もできます。また、秋田県潟上市では秋田県の助成事業の限度額150千円を超えた自己負担分に対しては全額助成を行ってあります。福岡県内でいいますと北九州市や隣の柳川市も本年度から県の助成金に対して上乘せをするということでありました。

そういったことで、数点質問させていただきます。

1つ目は、福岡県内で助成している特定不妊治療を受けた大川の方々の人数、数年わかる場合はそれを含めて教えていただきたい。そして、県の特定不妊治療補助に上乘せ、また市独自に何か助成ができないだろうか。そして、不妊じゃなくてもやはり結婚を促すということが非常に少子化対策には有効であると思いますので、前回からの同じようなものかもしれませんが、結婚サポート、これについては広域圏で始めておりますけれども、これの実績、そして今後の予定、そういったものをお聞きしたいと思っております。

続きまして、安心して暮らせるまちづくりについて質問させていただきます。

ヘリコプターで上空から大川市を見て回ると、屋根に穴があいている家屋や空き家、空き地が非常に多くなってきたなと本当に改めて感じました。中心市街地など、道路や下水道など、インフラ整備が進んでいる地域でも非常に空き家が目立つようになりました。このままだと少子・高齢化や大川市の人口減少がますます進み、1つの町内ほとんどが空き家になってしまう地域が出現しても不思議ではないかと思えます。これらの空き家の中には、朽ちるに任せているという家もたくさん見受けられます。空き家で放置されると不法侵入、放火、ごみの捨て場など現にある話であります。また、朽ちるに任せておいたら放火や災害時に近隣の住民に負担をかけ、被害を大きくするのではないのでしょうか。これらの資産は、大川市民がこつこつと延々と何十年も働いて蓄積したものです。私はある年配の方で一生働いてこの家しか残らなかったんだよねと、しみじみ言っておられたことが非常に印象的に残っております。できることであれば、これらの空き家、空き地がこの方々が活着ている間に大川市内で有効に循環する形で使われることが最も望ましいことではないかと思っております。

市民の安心・安全、また資源の有効な活用という視点でも大変重要なことではないでしょうか。民民のことだから役所は口が出せないとよく言われますが、地方分権、市民との協働が求められている時代、行政には協力してください、でも市民の困ることは民民でありますので自分たちで解決してくださいということでは、協働という名に恥じるのではないのでしょうか。いろんな視野に立ってみたら、これを放置しておくことは市全体の損失につながることでと思っております。空き家にしておく理由はさまざまいろいろあります。相続したとしても比較的豊かな状況の方はその財産を活用する必要もないですし、そういったことも大きな理由だと思っております。

全国では空き家に注目して、いろいろな試みをしている自治体があります。空き家バンク

等々ですね。また、空き家が進み倒壊のおそれがある危険家屋については、近隣の住民については非常に迷惑なことだと思います。

ある例で申し上げますと、長崎市では斜面地にある老朽化し危険な空き家の解体について、土地と建物を市に寄附すると、その解体後の土地の日常の維持管理を地域で行うという条件で費用を負担しております。年間予算をつけ実績もあります。最近では、年配の方に利便性のよい地域のマンション等、中心市街地に移住してもらい、若い家族に広い1戸建ての住居に住んでもらえるような高齢者移住・住みかえ支援機構等の取り組みをされております。ほかの市町村では古民家登録やリバースモーゲージに取り組んでいる自治体もあります。

そこで、3点質問させていただきます。

1つ目に大川市の空き家の現状、空き家が増加する原因は何か、将来の予測はどんなふうに見ているのか。

2つ目に、空き家対策で何か有効な施策をお考えでありましたらお聞かせください。

3番目に、危険家屋について市の取り組みはどうしていくのか、その3つを質問させていただきます。

あとは議席のほうから質問させていただきます。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

早速でございますが、平木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、本市での不妊治療の実績についての御質問であります。現在、福岡県では不妊治療として先ほどおっしゃいました体外受精、または顕微授精をされた方に自己負担の一部を助成する不妊治療費助成事業が実施されております。この助成を受けて不妊治療をされた大川市内の御夫妻は平成20年度18組、平成21年度には16組という状況であります。

この制度は不妊治療が保険適用外のため病院や夫妻の状態によっても異なりますが、1回の治療でおおよそ250千円から500千円と高額であり、夫妻の所得合計が7,300千円未満の方を対象に1回につき150千円を上限として年2回まで、通算で5年間助成を受けることができるものであります。

次に、県の不妊治療補助に上乘せして市独自に助成できないかというおただしであります。

市で独自に助成を上乘せし不妊の悩みに対する支援を行えば、出産がふえ、相応の少子化

対策の一助になると考えております。

なお、この不妊治療への公費助成と並行して考えなければならないものとしては、最近注目されております乳幼児を初めとする子供の感染症予防への公費助成があります。具体的には、乳幼児の細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチン、乳幼児の肺炎を予防する肺炎球菌ワクチン、がんをワクチンで防げる子宮頸がんワクチンなどの接種に対する公費助成であります。これらのワクチン接種が保険適用外で自己負担が高額なため、全国の自治体で公費助成の動きが出始めているものであります。不妊治療、あるいはワクチン接種への公費助成はいずれをとっても大切なものでありますので、広い意味でのこれらの医療補助については何を優先してなすべきか研究してまいりたいと考えております。

次に、結婚サポート事業につきましては、昨年度、久留米広域市町村圏事務組合で取り組み、これまで2回のイベントを実施いたしております。延べ申込者数は定員を大幅に上回りました、県内外合わせまして男性が139人、女性が208人、大川市の方は男性が20人、女性が10人であります。このうちカップルが成立したのは15組で、大川市の方は女性が1人いらっしゃいます。当事業を通じてカップルとなられた方々には、結婚が決まった際には御報告をいただくようお願いをしております。今年度は7月の第1弾のイベントを皮切りに、計4回イベントを実施する予定となっております。

次に、安心して暮らせるまちづくりについての御質問にお答えをいたします。

まず、空き家についての現状の把握であります。市といたしましては、市が管理しています市営住宅及び公営住宅の空き部屋については把握しておりますが、他の空き家の情報は把握しておりません。その他の空き家情報としては、福岡県建築住宅センターの福岡県あんしん住替え情報バンクホームページがありますが、市内の情報は現在1件しか登録がなく、空き家に関する情報は不動産業者の情報が主であると考えております。

また、将来の空き家の動向予測であります。これまでの推移から今後も増加する傾向にあると予測をいたしております。

次に、空き家の活用を考えたらと御指摘であります。空き店舗については中心市街地において、これまでも利用促進を図った経緯がありますし、今後も検討していかねばならない課題だと考えているところであります。

次に、危険家屋への対応についてお答えをいたします。

議員御質問のとおり、危険家屋については建築基準法で修繕、除去等の措置を県で命じる

ことができることになっていますが、所有者の費用負担が伴うことなどもあり、実際にはほとんどの自治体で手つかずの状態となっております。

大川市においては、危険家屋に関する情報が寄せられた場合、現場調査、写真撮影、所有者の調査を行い、所有者に対し修繕などの維持管理や、場合によっては解体などお願いする電話、また文書の送付を行っておりますが、実際には一部の改善にとどまっております。今後とも所有者の責任で対処していただくことを基本にしつつも、危険家屋に適切に対応してまいるための研究もしてまいりたいというふうに思っています。

議長（井口嘉生君）

5 番。

5 番（平木一朗君）

御答弁ありがとうございました。

福岡県の特定不妊治療、受けられている方が20年度が18組、21年度が16組ということで、もちろん特定じゃなくて、また、特定以外の部分の不妊治療を受けている方も多数いらっしゃるかと思いますので、これが多いか少ないかというのはまた別にして、非常にやっぱりそういったことで子供が欲しくても生まれない、この現状が一番問題ではないかなと思っております。

じゃ実際に、この特定不妊治療を受けられた18組、16組の中で、実際に子供ができたという事例はこちらのほうには上がってきているかどうか、その辺をちょっとまず質問させていただきます。

議長（井口嘉生君）

健康課長。

健康課長（持木芳己君）

不妊治療の結果、出産までこぎつけたケースが何件かというお尋ねですけれども、これについては把握しておりません。

議長（井口嘉生君）

5 番。

5 番（平木一朗君）

プライバシーの問題だとかいろいろあるかと思えます。

そして、この20年度が18組、21年度が16組ということで、必ずしもその1割か2割かに



妊娠までこぎつけたかどうかということにはわからない。4年、5年と、かかる人によっては一生ずっと子供ができないまま夫婦間で悩み、そういったことで苦労されている方も非常に多いかなと思います。

そこで市長に質問させていただきます。やはりこういった不妊治療とか、先ほどワクチンの問題とかもありますけれども、本来であれば子供が欲しくてたまならいと、そういう方に対して、やはり幾らかでも国がそこら辺のことを保険とか、そういったものであることが本当は非常に大事なことじゃないかなと思っております。

今月より子ども手当というものが始まりましたけれども、私はそれに対しては何て愚策なことをやったんだろうとしか思っておりません。お金が欲しいから子供があるわけではありません。私はそういう子ども手当とかというものよりは、どちらかという子供が欲しくても生まれたい、そういった夫婦に対して治療とか、そういったことを補助するほうが私の税金というのは私個人で言うなら有意義に使われるんじゃないかなと思っております。

やはり市長という形で国とか県とか、そういったことに対して不妊治療、そういったものに対して陳情をすべきじゃないのかなという気持ちはありますけれども、その辺のことを市長はどのようにこの不妊治療に対してお考えなのかお知らせください。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

私はこの不妊治療については本当に大切な少子化を防ぐ手段だと思っておりますし、やっぱり政策的にこれはやっていく課題だろうというふうに思います。欲しくてもなかなか通常の状態ではできないと、ただ、それを今の科学技術を駆使していけばそれが可能だということでもありますから、そのことについては基本的には個人的な問題ではありましようけれども、やっぱり先ほど答弁しましたように、一定程度の収入しかないといいますが、それを経済的に非常に圧迫すると、そういうふうな家庭で、なおかつ子供が欲しいという方については、これは政策的に支援していくというのが基本だろうと思います。

その際、先ほど議員がおっしゃいましたように、これを市のレベルでやっていくのか、あるいは基本的にはこれは国策としてやっていくかという、その仕分けは必要であります。私はやはり基本的には国策としてやっていくべき大きな日本の政策課題だというふうに認識しております。

議長（井口嘉生君）

5番。

5番（平木一朗君）

ありがとうございます。まさにそのとおりだと思っております。

不妊治療を含めましてこの少子化という問題は、財政的な問題はなしにして少子化の重要な課題とし、この不妊治療も近い将来やっばり実現しなければいけない、そのように感じております。

特に私の世代というのは御存じのとおり団塊ジュニア世代と言われております。本来であれば2001年ごろに第3次ベビーブームが起こるはずでありましたが、20代をバブル崩壊後の1993年から2002年までのいわゆる「失われた10年」に巻き込まれたため、結婚しない者や結婚にちゅうちょする者、結婚しても子供を産まない者がふえて、ベビーブームが起こるところか2000年から2005年まで出生数が減少してしまうという事態に発展し、また私たちの年齢というものも30代後半から4代にかかろうとしております。その中でもやはり独身者も多い、また本当に最近は「もう30代なのに子供がまだできていないんだよね」と数人やはりそういったことを言われます。私は結婚式前からおなかに赤ちゃんがいて、計画結婚と言うんですけども、非常に恵まれているなど、この間夫婦でしみじみ語り合ったことがありました。

やはり本当にこの少子化問題に対して、いろんなことが非常に大事なことだと思っております。もちろん結婚を促すこと、そして子供ができないことに対して子供がしやすい環境に国がしていただくこと、そして子供の立場、子供のことを本当に考えられるような親学ということもまた必要な重要な課題じゃないかなと思っております。

そこで、ワクチンの話が出てきておりました。子宮頸がん予防ワクチンですかね、そのほかにもありましたけれども、やはり進んでいる自治体とかでは助成をいただいて1千円から2千円ぐらいで、たしかそのワクチンを接種することができる。これは一応県とかそういったところから進められていることなんでしょうかね、それとも市独自で考えなきゃいけないということで考えていらっしゃることでしょうか、お聞かせください。

議長（井口嘉生君）

健康課長。

健康課長（持木芳己君）

子宮頸がんワクチンの公費助成につきましては、それぞれ市独自、あるいは町独自で判断

をされているもので、県レベルでそれを積極的にやっているというところはないんですが、全国のどこの自治体もやはりこの子宮頸がんワクチン、それから、それ以外の先ほど市長のほうの答弁でありましたワクチンについても公費助成で動きが出ているというのは確かでございます。これも国策としてやってほしいと、いわゆるワクチンですから、副反応とか副作用がございますので、そういった部分については任意接種だとそれぞれ自己責任になるんですが、定期接種になるとこれが国の保障がつくということで、相当な効果があるということの反面、若干でありますけど、そういった副反応も全くないということはどのワクチンも考えられないことですから、そういった面では定期接種ということの動きが各自治体、あるいは小児科学会とか産婦人科学会、そういったところから国に働きかけているという状況はございます。

以上です。

議長（井口嘉生君）

5番。

5番（平木一朗君）

ありがとうございます。特に東京あたり、都市部ですね、社会現象ですごく女子高生等の子宮頸がんが非常に多くなったということ。この子宮頸がんというものは基本的にはヒトパピローマウイルスが原因だと、その原因はどこかと、性交渉ということで、都市部とか、最近いろんなところでもありますけれども、やっぱり青少年の不健全性的行為、そういったことによって感染しやすい状況がつくられたり、それで下手すると高校生の中に子宮をとってしまわなければいけないという話も聞いて、本当にこれは深刻な問題だろうと思っております。そうしたことに對して市独自、また行政としてやはり国とか県とか、そういったものに促していくことも非常に大事かと思っておりますので、ぜひこういったふうな悲しい、自分たちが結婚しようとするときに、あのときと子供たちが後悔しないような、そういった環境づくりをぜひお願いしたいと思っております。

そして、話が戻りますけど、やっぱり少子化、不妊治療ですね、柳川市あたりは本年度から本格的に上乘せという形で始めるということでもあります。先ほど私の中でやっぱり財政とは関係なしにということでは言いました。大川市がそういった助成をすることによって、本当に大川に暮らしてよかった、大川で暮らすことによって子供にも恵まれたと言われることが非常に大事なことじゃないかなと思っておりますので、研究という言葉でありましたけれど

も、ぜひ本当に前向きに国のほうに促すことも大事ですが、まずできるところから、市でできることから始めていただきたいと思います。どこまで研究ということで考えておられるのか、そこら辺のことをちょっとお聞かせください。

議長（井口嘉生君）

健康課長。

健康課長（持木芳己君）

助成金額の問題もありますけれども、市として単独でやるというレベルの中でどれを優先的にするのか、あるいはどの程度まで、いわゆる対象者、あるいは金額を含めてどうするのかということを総合的に判断しながら、一方では国のほうでも先ほどのワクチンの話は国も少し前向きに検討している状況でございますので、そういったところも含めて総合的に判断をしていかないといけないかなというふうに思っております。

具体的なことは今後のこととして、考え方としてはそういう方向で少し研究をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（井口嘉生君）

5番。

5番（平木一朗君）

昨年度、受けている方が16組ぐらいの金額からすると、そんなに圧迫しないじゃないのかなと思いますし、この問題に対しては財政的な問題なしでももちろんお考えになられてのことだろうと思っております。ぜひとも近い将来、隣の柳川市はことしから始まることでありまして、たしか1年以上市内に住まれた方とか、そういったことが対象になっていると思うんで、不妊で悩まれている夫婦の方々が大川市から隣のまち柳川に引っ越さないように、ぜひともそういったことを含めて考えていただいて、私はそのために対しましては税金というものを使われるのは非常にありがたいかなと思っておりますので、私の税金でいうならそういったものに使われるというのは非常にありがたいことだと、「川郷おおかわ」ということでございますが、やはりふるさとのまち大川ということであれば、こういった子供に対してのこと、子づくり体制のことに対して積極的に前向きに行動されてある姿というのは町としては非常に好感が持てると思っておりますので、財政関係なしに少子化問題の重要な課題として、近い将来実現させていただくよう心から強く要望いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、その次のほうの結婚サポートの件について質問させていただきます。

昨年度延べ人数で大川市から男性20名、女性が10名参加されたということで、1人が一応カップルになったということで、その方が今どうされてあるかどうかというのはまだ現在、結婚したら報告をしてくださいということで、わからないということでございます。そしてまた本年度は4回行うということでございましたが、やはりできるのであればこういったものは独自に大川市で企画をされ、そして大川市の方々がメインで結婚されたほうがいいと、広域ということもありますが、そして今、環境のまち大川ということで一生懸命取り組んでいらっしゃっておりますので、観光スポットとしても大変魅力ある場所がたくさん大川にはあります。そういった中にバスツアーを組んだり、何を組んだり、そういったことによって、もっともっと多くの方々が、若い世代が大川に来るチャンスというのもふえるかと思っておりますが、この少子化問題に対する結婚って非常に重要な問題でございます。今後ともやっぱり広域ということでとりあえずは考えていくのか、やはり市独自でそういったことも何かできないかという話があるのか、ないのか、そういったこともちょっとお聞かせてください。お願いいたします。

議長（井口嘉生君）

企画調整課長。

企画調整課長（本村和也君）

大川市におきましては、今現在4市2町の久留米広域市町村圏の枠組みで実施しておりますところでございます。

この婚活イベントに参加を希望されている方といいますが、やはり出会いの場がない、あるいは少ないという理由をお持ちの方のようでございます。出会いの場を広く求めているという方ですので、やはり対象エリアはある一定程度のスケールがあったほうがいいというふうに思われます。したがって、市の単独でやるよりも広域的にやるほうがよいのではというふうに今のところ思っております。

それから、バスツアーの件でございますけれども、昨年度広域圏で2つのイベントを実施いたしまして、そのうちの1つに婚活バスツアー＆パーティーというものをやっております。筑後の魅力と運命の人を見つける旅ということで、平成22年3月7日に久留米広域市町村圏内の観光スポットをバスツアー方式でめぐりまして、圏域の魅力をPRするとともにバスツアー終了後、久留米市内のホテルでパーティーを実施したというものでございます。この中で観光スポットをめぐったわけですが、この3月の時点では久留米広域市町村圏の東

部のエリア、具体的に申しますと久留米市の田主丸にございます巨峰ワイン工場ですとか、うきは市にございます筑後吉井のおひなさまめぐりでありますとか、大刀洗町にございます今村カトリック教会、それから久留米市の石橋美術館、そういった東部エリアのほうをめぐっておるようでございます。本年度、平成22年度に4つのイベントを企画しておりますが、その中の1つで久留米広域圏の西部エリア、大川市、大木町方面の観光スポットをめぐるところでございます。

議長（井口嘉生君）

5番。

5番（平木一朗君）

そのバスツアーの中に大川市が一応予定で上がってきているのは非常にありがたいことかなと思っております。

以前言ったと思いますが、私の嫁も大川市は付き合いまでは全然知りませんでした。そして、数人女の子、嫁の友達を呼んで大川市に来たときにイチゴ狩りをさせたり、木工体験をさせたり、エツ船に乗せたりしたら非常に喜んで、「大川市はすごくいいね」という言葉をよくいただきます。これはやはり大川市という地名が福岡市の中で若者がどれだけ知っているかどうかということにはわかりませんが、来たら喜ばれるものがたくさんあると思っております。1回バスツアーのほうで大川市、大木町のほうに来られるということでございますが、これをよければ行政として独自でアンケート等をとれるのであればとっていただいて、やっぱり若者に対する魅力発信といいますか、そういったことのアンケートもとれるのであればぜひとっていただきたいなと思っておりますが、その辺について、できる、できないということは現時点でわかりますかね、また強く要望したいと思っておりますが、御意見を下さい。

議長（井口嘉生君）

企画調整課長。

企画調整課長（本村和也君）

イベントを実施いたしまして、その後、各参加者に対しましていろいろなアンケートを配布いたしまして回収をいたしております。その中に議員御要望のいろいろな質問を入れてみたいというふうに思います。

議長（井口嘉生君）

5 番。

5 番（平木一朗君）

ぜひお願いいたします。やはりこれは結婚サポートでありますので、結婚するのが一番いいと思いますが、やはり若い世代に大川の魅力というのをよく知ってもらうためのすばらしいきっかけとなっておるかと思えます。なぜそうこだわるかといいますと、結婚サポートということで、広域で久留米のほうでパーティーされたり何するのは別にいいことだと思います。ただし、私の知人だとか、そういったのにいろいろ聞くと、スーツを着てかっこいい格好をしてパーティーに参加しても全然魅力を伝えきれない、言葉不足だとか口下手とか、それはいろいろあるかと思えます。できるのであれば以前テレビとかで「おらが村に嫁に来て」というツアーが昔よくあったかと思えます。漁村のところとか、農家のところでですね。仕事内容を見て、こういう人だったら嫁に来て幸せかなということでそういったバスツアーを組んでテレビ等で放映されたと思いますが、これを大川でやると非常におもしろいかなと私個人は思っております。木工体験から何から若い世代の人たちにさせてみたところ、非常に木工体験をするのも楽しかったんですが、後ろから手を添えてあげて教えてくれる、私たち世代で年は10歳ぐらい対象者の女性とは違っていたんですけども、非常にかっこいいと、作業姿からかれこれ見たときにですね、かっこいいと言われておりました。やはりそういったふうなスーツを着て話をするだけではなく、体験させて、その指導者ということで、農家であればイチゴ狩りをするのならばイチゴの農家の方々がその姿を教えたり、育つまでの環境を教えたり、そういったことをしてやることによってその人の魅力というのはスーツじゃないときと比べたら数倍膨らむんじゃないだろうかと、それが本当の結婚に結びつくのではなからうかと、やはり人の魅力というものが結婚の一番の原因ではないかと、その人の魅力がですね、そういったことを思います。

そして、大川市の中にも実は婚活をどうにかせんといかんということで個人で婚活パーティーをしたいという方も数人いらっしゃいますし、我々の団体の若手の結婚していない人間を結婚させんといかんということで、ツアーを組もうとか、そういったことを考えております。また、隣の柳川市で申しわけないんですけども、結婚サポート事業をことしから始めます。これはプロポーザルという方法をとって公募型、結婚委託所を公募にして、豊富な経験と、そういったものを使って結婚に結びつける市独自のものです。大川市にとってもそういったことは十分できる内容だと思っておりますので、今のところは広域ということ

でデータ等、そういったもののノウハウを蓄積して、いずれは市独自で結婚対象者を大川に招き入れると、大川に招き入れるという形をとっていただけないかなと思っております。

非常に魅力が多いもので、必ずこれは多くの方々が喜ばれる、大川に来てよかったと、初めてのものをたくさん見たと言われること、非常に声が大きくなると思いますので、ぜひともそういったこと、試みをお願いしたいと思います。それまでは個人とか団体とか、そういったところが恐らくことしからやると思いますので、そういったことも行政として情報を張って大川市の中で行っている民間、またそういった団体、そういったふうな取り組みをよくリサーチをお願いしたいと思っておりますけれども、その辺のことをお願いはよろしいでしょうか。

議長（井口嘉生君）

企画調整課長。

企画調整課長（本村和也君）

広域圏とも一緒に研究していきたいというふうに思います。

議長（井口嘉生君）

5番。

5番（平木一朗君）

ちょっと質問が悪かったと思いますので、大川市でことしから個人とか団体とかで取り組んでいる、そういったふうな結婚の婚活の事業、そういったものを行政として見て、また意見を聞いて、そういったことを大川市に生かせることをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

今、一つのアイデアとして拝聴に値すると思っておりますが、実は柳川のケースは久留米広域圏とジョイントベンチャーしたかったと。ですが、広域圏の中で当初からやっぱり域外の団体を入れるのはどうかねということで、実は私は随分仲立ちをしたんですけれども、組合の中では途中から入ってもらったほうがいいのかということ、実は冒頭からの参加はできなかったのも、とりあえず柳川独自で立ち上げましょうということで立ち上げられております。



柳川も一緒に入りたいとおっしゃっているのは、先ほど担当課長が言いましたように、婚活の性格からしてある程度の網をかぶせるエリアが広いほうが確率が高くなるということで、やっぱり広域圏レベルぐらいでのエリアでやったほうが確率が高くなるんじゃないかと、そういう考え方で始めております。

それで、議員が大変重要なことをおっしゃっておりますけれども、やっぱりまずまちということも大切ですが、その前に出会いをして、そして個人的にお互いに魅力を感じた上で、じゃあなたの住んでいる、僕が住んでいるまちを紹介しようかと、見てくれるかと、こういうところで魅力あるところを次のステップで見せていって、我がまちの魅力を巧みに語っていただければいい結果が出てくるんじゃないかと、イメージとしてはそんなイメージを持っております。

議長（井口嘉生君）

5番。

5番（平木一朗君）

巧みに語れば、それはこしたことはないかと思いますが、非常にやっぱり参加した方の御意見を聞くと、ちょっと口下手なもので、ちょこっと最初の社交辞令等で話だけで終わってしまったということが言われて、もっともっと話すことを学ばなきゃいけないという御意見もありました。

そういったことで、やはりそういった方の意見を取りまとめまして、民間のほうで、団体でやろうとしていることは、まずは基本スキル、女性との話し方の勉強会だとか、そういったことを中心に婚活活動のほうに取り組んでいこうと思っておりますので、そういった連携して市と行政と民間や個人、そういったものが連携するともっともっとよい形になるかと思っておりますので、情報が幾らでもお互いに交流ができるよう心から望んでお願い申し上げます。

そして、次に安心して暮らせるまちづくり、空き家について現状把握をしているかどうかということで、現状把握はしていないということでありますけれども、やはり中心市街地を含めまして空き家が非常に多くなってきてございます。空き店舗に関しては商工会議所やそういったところで掲示板に載せていただいて、そこをうまく活用できるかどうかということでさせていただきます。非常にありがたいことだと思っております。一步入ってみて、古い家がたくさん中心市街地も多うございまして、ほとんど人がいない、また子供たちは東

京、都市部、大川市外に出ていってしまって家の管理もされていない、庭も荒れ放題になっている、そういったことであれば、その家だけの問題ではなくて、近隣の家、そういったものに非常に被害をこうむることが多うございます。草木が荒れていれば近隣の人たちは隣の敷地であろうが刈ってあげて、きれいにしておかないと蚊がわいてきたりいろんな問題も出てきます。それだけではなくて、台風のとときに何か飛んできたら困るという不安にされている近隣の人たちも非常に多うございます。そういったことを考えますと、近隣の人たちの資産価値というのは土地を含めて下がってくるものだと思っております。危険、そういう空き家が放置しっ放しということはですね。そういったことを考えますと、行政というものも空き家というものに対して何かしら考えなければいけないんじゃないかなという気持ちはありますけれども、そういったことで何か対策とか、そういったことはありませんでしょうかね。その辺のことでもしよかったらお聞かせください。近隣の住民の人たちに対する配慮とか、そういったものも含めましてお願いいたします。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（川野徳秀君）

今のいわゆる空き家となっている危険家屋のことであろうと思いますが、先ほど壇上から市長のほうからも答弁いたしましたとおり、そういう情報があった場合につきましては、まずは現場の状態を調査して、ほとんどが空き家のところが多いわけですね、住んでいる場合は管理してありますので、例えば倒れたりとか、そういう危険は非常に少ないし、いわゆる荒れた家屋にはならないというふうなことが多いわけですが、特に空き家で所有者がおられない場合については、何か対応をできないかということでございますが、今やっておりますのは先ほども言いますとおり、所有者に対して倒壊のおそれがある場合は解体とかも考えてみてくださいというふうな促し方をしています。

ただ、それ以上にどうやるかという問題ですけれども、昨日、セットバックの問題でも言いましたけれども、全体的な対策としてどこまでやれるのかと、おのずと限界があるのかなというふうに思っております。

過去、例えば市道に倒れかかったりする場合については、これは通行人に直接危害、危険が及びますので、それは市費でやむを得ず解体したということもございますけれども、それはもう緊急避難的なことでは考えられるかなということで、先ほど市長も言いましたとおり、

何かほかの方法がないか検討してみたいというふうには思っております。

議長（井口嘉生君）

5番。

5番（平木一朗君）

情報が上がってきたらということでありましたけれども、この情報が上がってきたらということは近隣の住民の方々、また区長さん、そういったところからの情報ということで間違いないでしょうか。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（川野徳秀君）

それは空き家ですから、当然周囲の方とか、それから区長さんに相談されたりとか、そういうところからの情報がほとんどでございます。

議長（井口嘉生君）

5番。

5番（平木一朗君）

非常に悩んである方が多うございますもんで、そういったことは情報をこちら側のほうから御説明して、まずはまちづくり推進課のほうに御相談をしてくださいということによろしいでしょうかね。

空き家というか、廃屋というか、これは本当に台風の前になると非常にみんな心配されております。大川の場合は非常に地権問題が非常に絡み合っていて、あれで見るといろんな人たちの権利が入ってきていて、なかなか解体したくてもできない、一個人の理由じゃ解体できないということもあります。

実は長崎市あたりで斜面地に建ててある家というのも、実はそういったものが多うございまして、昔から自分たちが住んでいるんだけど、実は全然違う人が地権者であったりとかそういったことがあってなかなかあれができないもんでと、非常にそういったことも聞いております。大川市の中でもそういったふうに入り混じっているところが非常に多うございまして、そういったところが空き家になっていて近隣の住民に迷惑をかけているということもあります。そういったところに対しては、地権者に対して修繕、または解体を行政として促していくのか、それとも、もともと住んでいたの方々に対してそういった手続を行っていく

のか、どちらなんだろうかね、お願いいたします。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（川野徳秀君）

これは、先ほど市長のほうから答弁いたしましたとおり、当然まず所有者の方にと、先ほど議員もおっしゃいますように、いろんな地権、上に住んでいた方もおられますし、例えば担保とかの権利もありますけれども、基本的にやっぱり所有者がするというので、対応はまず所有者にお願いするというのでお願いしております。

議長（井口嘉生君）

5番。

5番（平木一朗君）

ありがとうございます。空き家バンク、また福岡県あんしん住替え情報バンクの活用ということで、登録のほうは1件だけだということでございますが、これはそのサイトに掲示をしたら問い合わせというものは大川市のほうに届くということですかね、課のほうに届くということですか、お願いいたします。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（川野徳秀君）

これは市のほうに来るということではございません。先ほど言いましたように、福岡県の建築住宅センターですね、そちらのほうに問い合わせということになるということで、市のほうには別段問い合わせはございません。

議長（井口嘉生君）

5番。

5番（平木一朗君）

非常にそういうサイトがあって活用しないのはもったいないと思っております。不動産業者、そういったものと連携し合って、そういった活用方法も今後ぜひ促していただきたいなと思っております。

どちらにいたしましても、空き家をほったらかしてしまうと、やっぱり資産価値かれこれというのは下がってきてしまいますし、やはりその活用方法を近隣の人たちは多く望んでお

ります。そういったところを考えると行政として市民のことだけでなく大川市の財産ということで、その活用方法も今後考えていくことがいいんじゃないかなと思っております。

中心市街地にお年寄りさんたちが住みやすい環境をつくってあげることが将来の大川の宝になると私個人は思っておりますので、その辺の中心市街地を含めて空き家というのは非常に多ございますので、その辺のことを不動産と連携し合ってそういう情報交換 不動産と情報交換、そういった空き家とか空き店舗、空き地、そういったものに対して情報交換をする場というのは定期的にはあるんでしょうか、それとも偶発的に何かのきっかけがないとそういった情報交換はしないということでしょうか。わかりますか。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（川野徳秀君）

例えば、不動産業者の方たちと情報交換とか行うかということにつきましては、そういった情報交換を一般的な話としてはしたことはございませんが、ただ、国際医療福祉大学の学生さん向けの住宅については、企画調整課を窓口不動産屋さん、それから大学側と需要がどれくらいあるのかと、その需要調査とかを学校にお願いして、そして建築を進めていただいたという経過がございます。そういった意味での交換はしたことはありますが、一般的なそういう空き住宅に関する情報交換は今のところ窓口としては持っておりません。

議長（井口嘉生君）

5 番。

5 番（平木一朗君）

空き家によそから大川に住まれるということは人口増加にもつながっていくかと思えますし、やっぱり建物に対しての資産価値というのは、人がいないよりはおられたほうが保存はできるかと思っておりますので、そういう不動産のところだけでもなくて、やはり行政とも人口増につながるよう何かしらの情報の交換、そういったふうな有効策、そういったものを判断していただけないかなと思っております。

消防のほうにちょっとお聞きしたいんですけども、空き家とか廃屋でも、そういったふうなところで火災、放火、ぼや、そういった件数がわかりましたら数年の部分で結構でありますのでお知らせください。

議長（井口嘉生君）

警防課長。

消防本部警防課長（田中晴彦君）

平木議員の空き家における過去の火災件数ということでございますが、過去10年における空き家の火災発生件数は3件でございます。

原因につきましては、ガス溶断機の火花が2件、これは解体中に起こった火災だと思います。それから、不明が1件でございます。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

5番。

5番（平木一朗君）

10年の中で3件ということで、不明が1件ということで、そんなにはないかとは思いますが、やはり不明の1件の近隣の方々というのは、空き家があることに対して火事になったことに対して非常に苦労されたんじゃないかなと思います。これは今いろんな状況の中で今後ふえていくと言ってもおかしいことではないかなと思っています。空き家が非常に多くなると、それに対して青少年の犯罪も多くなってきます。それにあわせて、やっぱりぼよとかそういったことだって全く今の10年の中で1件ということであるんですけども、今後ふえていくということも十分考えられるんじゃないかなと思っています。台風のたんびにそういったことがあったり、放火のことがあったり、一番困るのはやっぱり近隣に住んでいる方々が廃屋に対して大変心配されてあるんじゃないかなと、本当に台風ときは寝られんと、隣の家から物が飛んでこないか何なのかとかで寝られんということを非常に多く聞いております。そういった中で、長崎市、またそういったほかの市町村の中でも建築基準法の第10条にのっとり解体というものをして、その解体費用が所有者のほうに請求するんだけど、もちろん支払われないというときはその土地自体を市で取ると、取るというか、費用に合わせて募集をするという方法で取り組んである自治体も多うございます。この大川市に対してもやっぱり今みたいに空き家というもの、廃屋というものが非常に多くなってくると、そして連絡も催促状、連絡をするんだけど何もこちらに返ってこない、それに対して手直しをするのが数件だけだということであれば、今度近隣の方々、そういったものの人たちの状況によっては解体というものも考えなければいけないじゃないかと。道路上に面した場合は解体はできるんだけど、隣の家へのしかかった場合は市が何もできないということであ

れば、じゃあ、そういったことは隣の家の方はどう思われるのかと思いますと、やはり国民のことではなくて、やはり行政からも強くお願いしたいというのが本音ではないでしょうか。そういった部分に対して危険家屋、そして近隣の方々に迷惑をかけることが出てきたときにはやはり解体を、建築基準法の第10条にのっとり解体ということも今後考えないといけないことじゃないかなと思いますが、その辺のところのお気持ちを課長、教えてください。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（川野徳秀君）

これはもちろん冷たく国民だからということで片付けるというつもりはもちろんございませんで、先ほど来言っておりますように、やっぱり基本的には中に入ってお互い国民の解決を促すということが役所のできる今の仕事というのはそこかなというふうに思っております。そういった意味での努力はしていきたいと思っております。

それで、部分的にとどまっているということではありますけれども、一定、10件のうちの1件か2件は聞いていただいておりますので、それを地道に続けていくということに尽きるのかなというふうに思っております。

議長（井口嘉生君）

5番。

5番（平木一朗君）

地道に間に入ってということで、そういった形で取り組んでいただくことは非常にありがたいと思いますが、最終的にはやはり解体しなければいけないときもあるんじゃないかなと思います。所有者のほう全然それに対して対応してくれない、近隣の人のはのしかかってきた家屋に対してお金が出せるわけではないと、そういったときはやはり法律上あるように第10条というものを使って行政はそういった最終的な判断でしようと思えばできるんだということはあるかと思っておりますので、その辺のことを課長のほうはどういうふうにお考えなのか、その辺のこと、最終的にそういったことも検討はするということがあるんでしょうかね、お願いいたします。

議長（井口嘉生君）

副市長。

副市長（福島裕幸君）

今の御質問の件について、私のほうからちょっと補足的にというかお答えさせていただきますと、まず強制的にといいますか、法律的にというものについては、これはある一定の条件のもとにはそれはできることだというふうに思っておりますが、基本的にはやはりお金をかけずに、あるいはトラブルをなるべく避けた形で御理解を得ながら、地域の力と申しますか、その町内なり何なり、こういうところに非常に危ない空き家があるとか、そういう情報をつぶさに把握をしていただいて、そしてそれをどうやって解決したらいいかというのを地域と市と一緒に知恵を出して、そしてお金もかけずに労力もかけずに、あるいはいろんな摩擦も避けながらどうやってやっていったほうがいいのかというようなものを考えていくのが、法律的なものとか、そういうものの前にくるんじゃないかなと私は思っております。

そういうことで、地域力といいますか、そういうものが非常に発揮できる、地元の方が自分のおうちだけじゃない、地域の全体の中での空き家なり、家屋なりというふうな考え方を、むしろそういう考え方をするような形になって、そして地域の問題を市と一緒に解決していくというふうな形のほうがいいんじゃないかなと思っております。なので、そういう形になるような今後取り組みになっていけばいいというふうに考えておりますので、ぜひそういう情報をお寄せいただいて、いい知恵をいただいて、市と一緒に解決していけたらというふうに考えております。

以上です。

議長（井口嘉生君）

5 番。

5 番（平木一朗君）

ありがとうございます。

今度、中心市街地の活性化を目指して地域の方々等含めて、やはりそういったことを考えなきゃいけないと、協働でみんなの力を合わせてこのまちがすばらしい私たちの将来に対して残せる住みやすいまちに残さなきゃいけないということは、副市長のほうも課長のほうもそのことは十分考えていらっしゃると思っております。その中でもやはり廃屋とかそういったものに関して、そこがあるからどうしても近隣の人たちに迷惑をかけるということも非常に多々ございますので、そういった声を拾い集めて、やはり協働という形で前向きに廃屋に対しての処理、そういったものを考えていただきたいと心から望んでおりまして、私の一般質問のほうを終わらせていただきます。



以上で終わります。ありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻は10時20分といたしますので、よろしく願  
いいたします。

午前10時3分 休憩

午前10時20分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、1番石橋忠敏君。

1番（石橋忠敏君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号1番、石橋ですけど、きょうの一般質問については、  
1番目が市民参加による行政評価制度の導入について進捗状態をお伺いしたいと思っておる  
ものと 進捗状態というのは評価委員の内部が大変重大なことです。毎回毎回質問し  
ていますが、途中で中身が変わらないようにと思って質問しております。

次に、大川市の水道管耐震化問題について質問をさせていただきます。

これについては、先日、水道管の耐震化問題が厚生労働省からの調査の結果という形で新  
聞に掲載されておるんですが、この問題は、大川市民であればだれしものが不安を抱くような  
内容が掲載されていることで、確かに水道管の耐震化については自治体格差、全国的な厚生  
労働省の調査結果ですね、大川は耐震化はゼロです。これは市民の方々は皆、目にされてい  
ることと思いますけど、こういう新聞掲載を見ると、やはり市民としては不安にかられてい  
ると思います。

たまさか、きょうは不安にかられている市民の方から、ちょっと私、市長への提言という  
メールによって、市長に今後の大川市の対策というか、対応はどのようなふうを考えてあるの  
かという問い合わせのメールを送ったところ、いろいろ試行錯誤した中で、本人さんのほう  
にそれなりの連絡は届いておるんですけどね。やはり市の対応のあり方について全く不信感  
が募るだけだと。なおかつ、その返信について自分でみずから手紙を書こうというて書かれ  
て、結果、考えられたのが、その試行錯誤している市長からの返信の手紙の内容によって、  
ああ、これだったら市長の目には届かないなと。私の気持ちは市長へは届かないだろうとい

うことで、じゃあ石橋さん、どうしたらいいやろうかということやったもんですから、私、本来出すべき手紙を預かってきていますので、今回の水道管の耐震化の評価がゼロだったということについての不安を抱いておる一市民の方からの手紙をちょっと読ませていただきます。これは本来、直接郵送するはずだったらしいんですけど、これどこでどう間違っ、本当に市長の目に届くかどうかわからないと、そういうことで私が預かってきております。

市長への手紙に対する回答へのお返事と。

先日はわざわざ水道課よりお二人もおいでいただき恐縮いたしております。まず感想をと思いましたが、失望したことから述べさせていただきます。

メールの相手が市長でなかったこと、メールに対する回答も市長の言葉ではなく、事務方のデータによる報告にすぎないこと。私は市長へ手紙、メールを送ることは、市長が忙しい合間にメールに目を通し、それに対しお考えを御返事いただくことと思っておりました。市長への手紙は、担当課への手紙に変更されたいかがでしょうかということですね。

私が知りたいのは、どうすれば安心して老後をこの大川で過ごせるかということです。堤防の決壊も土砂災害も心配なく、本当に住みやすいところだと思っておりましたが、先日の手紙を読んで 先日の手紙というのは、今言う耐震化ゼロという厚生労働省の報告ですね。

先日の新聞を読んで、その安心感は不安に一転しました。安心して住むために、まず水（飲料水）、トイレ、お風呂などを心配しなくても済むよい方法は市長はどのようにお考えなのかを教えてくださいたいのです。いろいろなデータ上、地震の心配も上下水道の破壊も心配ないとのことですが、それは一番悪い人間のおごりです。幾ら科学的に証明されているとしても、100%責任を持っていただけるのですか。万一に備えての答えが聞きたいのです。平成17年の福岡西方沖地震では、大川は震度5でありながら被害を受けなかったと楽観的な意味合いのことがありましたが、あれは幸いにも被害を受けずにとすべきです。本当に300年の間、心配がないのであるならば、なぜ今、学校の耐震化を推進されているのでしょうか。万一のことを考えてのことならば、私のいただいたデータの結果はうそを並べただけのものではないのですか。

水道は独立採算制で運営されているとのことですが、大川市の場合、何億円と財源があるとも聞いております。緊急性の高いところからもありますが、高低の格差などあり得るはずがありません。市民がいるすべての場所が緊急性の高い場所のはずです。ましてや、そのためには水道料云々などももってのほかです。阪神大震災を経験した娘を持つ親として、これ

からも大川に住み続ける市民として声を聞いてもらいたい。そして、答えを聞かせていただきたかったのです。神戸では水が出ないために焼け死んでいった方がたくさんおられたこと、避難所のトイレがあふれ悪臭が漂い、不衛生極まりなかったことなど十分御承知のことだと思えます。

読売新聞の記事に対しても刺激的な報道と批判されていましたが、本当にそう思われるならば新聞社に対し正式に抗議すべきです。数人であるにせよ、大川市への思いが奈落の底に突き落とされた市民がいることへの責任を問うべきです。それ言われているのは、厚生労働省からの耐震化問題について、大川は耐震化がゼロだという評価を受けて、それに対する市民の方からの問い合わせに対し、大川市の市長への返事として、先ほど言うように、300年は大丈夫だとか、いろんなこととして、そのあげく、新聞記事については刺激的な報道ですというような返信があったことについて、ならば、どうして新聞社のほうに正式に抗議をしないのかということですね。再度お願いいたします。データによる説明より、まず今、何をすべきか、そして万一のことがあったときに市長はどう市民を守ってくださるのか。安心できる大川市に住みたい市民に対し、市長みずからの言葉でお聞かせください。

我が家ではふる、洗濯機など同時に使うと台所の水がちょろちょろになります。しかし、神戸の震災のことを思うとき、それでも蛇口から水が出ることをありがたく思っております。いかなるときにも蛇口から水が出て当たり前の生活をどうか約束してくださいますようお願いいたします。

最後に、せっかく御足労いただき、きちんと文書にいただいた回答に納得できませんでしたことを最後に書き添えさせていただきます。納得のいく返事、心よりお待ちいたしております。

そういう一市民の方の市長への返信に対する、また内容的に市長へ届かないという市長へのうっぴんというか、不安というか、そういうふうな内容の手紙なんですけどね。実際、これは私もそう思うんですけど、この耐震化というのは絶対あり得ないというよりも、逆に言えば、耐震の震度数が大きい少ないは別問題としても、これはあり得ることなんですよ。絶対あり得ないということはあり得ないです。これは逆に言うと、絶対あり得ることですよ。であれば、行政として、そうならないというよりも、ならないということであぐらかくよりも、必ずなると。なることによって、なったときにはどうするかと。それについてまた行政の予算とか、いろんなものがあるかと思うんですが、それはそれで、それはハード面の対策

であって、逆に言うと、ソフト面での対策というのにも必要なんですよ。というのは、この新聞を読まれている市民の方々は、この方と同様に一抹の不安を抱いているんですよ。それに対して行政は、市民サービスというか、ソフト面のサービスとして、そういう不安にかられている市民に対して安心感を与える、もしくはそういう心配はないですよというよりも、あったとしても、行政としてはこういうふうにやっておりますからとか、そういうソフト面での市民サービスというのは絶対的に必要だったんじゃないかなと思いますけど、私もいまだかつてこの耐震化の問題については行政のソフト面の対応とかなんかも一切聞いていないし、また、私もこの問題については水道課とか、ほかのいろんな各方面に確認作業もしています。まして、この新聞を読まれたらわかると思うんですけど、この最後の辺には、国のほうから13年度までには耐震化を完了するように水道事業者に求めていると。まして、四、五年前にはそういう旨の指導も国のほうから行政にはあっているはずなんですよ。

それと、この方が言われておるように、地震の心配はないないないと言いながら、今度逆に学校とか建物に対しては耐震化、耐震化ということで騒ぐ。であれば、土の中に埋もれている人の目に見えない水道管の耐震化はどうなっておるかとなったら、これはゼロ。ゼロでありながら、私たちが住んでおるこの大川に限らず、全国的に、この地下に埋もれておる水道管については、国の法定基準、耐用年数、これは40年なんですよ。ということは、大川の市内というか、全国の中に70年度からの設置されておる水道管というのはちょうどもう50年近くなっていますので、国の認めている耐用年数そのものすら、もう時期が来ているということなんですよ。であれば、やはり何かのハード面にしろ、ソフト面にしろ、行政としては市民に安心感を与えるだけの対応というのは私は絶対に必要だと思います。その辺について市長の考えを伺いたいということですね。

それから、次にリサイクルプラザ用地の有効活用について。

たまさか私は開発公社の副理事長という形で中身的には幾らかなり聞いてわかっておるんですが、今回、320,000千円でこのリサイクルプラザという土地を市のほうで買い上げられたんですけど、これ320,000千円は、10カ年の起債として毎年32,000千円ずつぐらいは県のほうに支払われると。ということは、一般財源の中から32,000千円だけきっちし持っていかれるということ。じゃあ、その荒れた土地をただ金を払うだけで、ただ漠然とごみの収集のためのリサイクルプラザという形で、ごみの集荷場に使うだけじゃ市の財源は厳しくなるだけ。

であれば、そこで私もそれなりに考えたんですけどね。この有効利用については、実は今、市民の方々もいろんな経済で財布の中身は減っているということで、立地条件を考えた中で、今、駐車場に使っている場所に葬祭場をつくり、リサイクルプラザというごみの集荷場の一部分を逆に駐車場に使い、そうすることによって、この葬祭場での利益、行政として利益を追求するわけはいかんとされるかもわからんけど、やはりこういうどん底に落ちておる予算の中では、自分たちが320,000千円で買い上げたんやったら、その利用価値というのも十分利用して、採算のとれるようなやり方をやったがいいんじゃないかなという考えの発想の中から、仮に火葬場をつくる。火葬場をつくって、あそこで150坪か200坪足らずだろうと思うんですけどね。あそこで仮に2億円の建物を建てて、これはちょっと大きな金額に変えたんですけど、概算ですけど、2億円を建てて、そこで葬祭場をつくる。そうすると、今、大川市内で大体月に40人から50人が亡くなっておる。亡くなっておる中で、民業もあるし、半分の20人の分を葬祭場でやったとしても、ちょっと私もこの中で数字的にぱっぱと言いきらんけど、仮に今、一般は500千円から600千円、700千円、1,000千円ですよ。であれば、懐が寂しい市民にとってみたら、逆にこれを300千円でやると。300千円でやるということは、市民はこれで大助かりですよ。人間必ず一回世話にならにゃいけんところやから。であれば、まして年齢のいかれる人たちが多い大川市にとっては、この葬祭場というのは不可欠なものであるし、そこで、普通一般やったら500千円、700千円のところを300千円で市でやる。300千円でやるところで、1人300千円で葬儀をやると。そうした場合、先ほど言ったように、45人から40人のうちに、平均的な数字を私は言っていますが、上下はあると思うんですけどね。その中で、半分だけでも大川市の葬祭場で仮にやったら、20人が300千円で二六が三、6,000千円ですよ。ちょっと概算で言えば、6,000千円の中から建築費に2,000千円、その営業経費に2,000千円、それから、6,000千円のうちのあとの2,000千円を、320,000千円の今回、市が買い上げた土地の起債分の県の支払い金として充てれば、これ年間契約すると、リサイクルプラザの用地は32,000千円ずつは間違いなく県に一般財源から払うていかにゃいけん。であれば、今先ほど言うように、2,000千円の金額を年間すると24,000千円。24,000千円で32,000千円払ったら幾らですかね。約8,000千円の手出しで支払いは済むということですよ。それと同時に、市民も五、六十万円かかるのを半額の300千円で、これでも助かる。なおかつ、先ほどの建築費の云々で2,000千円をプールした分を年間すれば24,000千円。24,000千円の建築費は、2億円の建物であったとしても10力年で返済

できる。あとの問題は、細かい数字で、いや、こうじゃない、ああじゃないという話があるようだけど、逆にこういうふうな利便性を考えた中で、市の財源もこれによって助かる。まして、市民も500千円、1,000千円かかるのを、市の斎場によって300千円でするんであれば市民もまた助かる。

それとまた同時に、生活保護者の葬儀場というのは何がしかの支援が送られておるんですよ。となれば、市で管理している斎場でやれば、生活保護者に対しては無料とすれば、生活保護者に与えている支援金というか、亡くなったときに葬祭費用として十七、八万円か、200千円足らずのお金を生活保護者の方には与えている。ところが、市の斎場でやった場合は、生活保護者に対しては無償という形をすれば、市は生活保護者に与える十七、八万円のお金もまたこれは財源の中に戻ってくる。こういう議場で私が言っておるのやから、細かい話というか、いろんな意見もあろうとは思いますが。これを本当に大川市の財源、市民の生活、ましてや、利便性、土地の利用、真剣に行政が考えるのであれば、これはもう本当に検討してほしいという私の要望です。これは要望ですね。

これね、うちの行政も結構埋もれている資源を利用せるとか、いろんな将来を描く材料に使おうとか言うて、観光とか、いろんなものに検討されている部分も確かにあると思うんですけど、自分たちの土地を持っている。まして、そういうふうな市民の今の経済の混迷しているというか、低迷しているその経済の中で、葬儀というのは絶対やらにゃいけんこと。その中で、今回、私が提案しておる、要望を上げておる中身を本当に検討すればすべてが助かると思うんです。でないと、320,000千円で開発公社から買い上げたこの財源は、お金だけ払うていかやんけんですね、32,000千円ずつ毎年。じゃ、その毎年払う財源を、例えば概算の話で24,000千円の年間の収益を上げれば、32,000千円の、先ほど言うような8,000千円だけで済むということですよ。ということは、財源も助かるということですよ。それと、生活保護者に対する支給額も払わなくていいんや。これも財源に返ってくる。であれば、私はだれも迷惑しないし、それだけ考えるだけの価値はあると思います。

ただ、この問題についてはちょっとある人から私言われたんですけど、民業を圧迫すると。これは当然圧迫になると思いますよね。しかし、40人から45人いる。その中で、20人ぐらいをターゲットにするか、もしくは40人そっくり来られるかもわからない。そうなったときに、民業圧迫という言葉をやはり行政とすれば当然考えると思うんですけどね。この民業圧迫なんかを考えておってね、大川市がどこがようなるかと、偉そうなことを言うなと言いたくな

るんですよね、私。民業を助けるためにね、大川市民も行政も混迷というような、何という  
ですか、生活に脅かされやんのかとか、財源が脅かされにやいけんのかと。そうじゃなくて、  
公平な立場でちゃんとした形で取り組むことによって、大川の行政が助かる方法を私はとる  
べきだと思うんです。民業圧迫なんかというのはね、それは勝手にそいつらが仕事をしよる  
ことじゃないかと言いたいわけですよね。だけん、これは私のあくまでも要望なんです。

次に、市長と議員との面談のあり方について、私再度確認したいことがあります。という  
のは、前回、私が同じような内容で植木市長に対し質問したことがあります。その中で植木  
市長は、議員個人とは今後会わないと。個人と会えば、耳打ち事とか、そういうふうに思わ  
れがちだから、議員と面談、会って話をする場合は満座の中で話すと。だから、議員個人と  
は会わないという回答を私はいただいております。それによって私は1年間、植木市長に対  
しては面談の申し入れをしていません。私たち議員と会わないというのか、私と会わないと  
いうのかわかりませんが。

ただ、その後、私もいろんな人たちの会話の中から、議員直接とは会わないと言っておき  
ながら、市長室には結構議員さんたちがいろいろ行かれておると思うんですよね、私からす  
ると。それは私は決して行かれておることについて批判しているんじゃないんですよ。ただ、  
前回の議会で質問の際に、植木市長自身が議員とは会わないと、会う必要があれば満座の中  
で会うべきだと、個人個人に会えば、それは耳打ち事だと思われがちだから、そういうこと  
はしないと、こう明言されて、この回答を私はいただいております。私はそうあるべ  
きだと思っておりますよ。

ところが、その後、議員さんたちがいろんな用件で行かれておるんですけど、それが私か  
らすると、あら、市長は個人と会えば、それは耳打ち事と思われがちだと言われれば、その  
言葉の裏を返せば、私から言えば、個人で会っているのは耳打ち事をやっておるんかと私は  
思うております。

であれば、今回、私があり方について質問して答えをいただきたいのは、私個人と会わな  
いと言ったのか、議員全員と会わないと言ったのか、私はこういうふうなことが行政の中  
であっちゃんらんとおるんですよ。あなたとだけは会わない、ほかの議員とは会いますとか、  
もしくは議員全員とは会わないと。議員と会えば、耳打ち事に思われがちだから、私は会わ  
ないと明言しておきながら、その後は、私は申し入れをしていないから当然会っていないん  
ですけど、申し入れをした議員さんたちには会っている。会っているということは、耳打ち

をやっているのか。この辺が私も植木市長に対して言葉の本当の意味というのを今回確認したいのと、こういうふうなあいまいなというか、何かその場限りの回答というか、その場限り限りの話をされても私、どれを信じていいかちょっとわからないもんですから、私これはどちらでもいいんですよ。私個人と会わないのか、全議員と会わないと言ったのか、この辺の回答をお願いします。

あとは細かいことはちょっと議席で質問しますのでお願いします。よろしくお願いします。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

まず、市民参加の行政評価制度導入につきましては、前回、この市議会定例会でも答弁いたしましたように、今年度中に事務事業の外部評価を導入するため準備を進めております。外部評価は、市民からの公募を含む5名の委員で構成する委員会により実施する予定であります。委員5名の内訳は、学識経験者1名、市内の団体の代表者や公募委員を4名とする予定であります。現在、学識経験を有する委員選任のための準備や公募委員の選考方法などについて検討しているところであります。

次に、水道管の耐震化についての御質問であります。大川市における地震の発生に関しては、直下型地震の発生源となる活断層は存在しておりません。また、福岡県地域防災計画において、うきは市から久留米市にかけて走るいわゆる水縄断層について、国の調査では、今後、300年以内に大規模な活動を起こす可能性はほぼゼロとの見解であり、大きな地震の発生する可能性は極めて低いとされ、仮に発生した場合の本市域の想定震度は震度5弱が予測されております。また、福岡市周辺の警固断層南東部を震源とする想定では震度5強が予測されております。

水道管の耐震化につきましては、既設の基幹管路約4.6キロメートルで、平成9年度以降の約2.8キロメートルについては一定の耐震性能を備えた管種、継手で布設をしており、その割合は約61%となっております。震度5強を記録した平成17年3月の福岡西方沖地震では幸いに被害はありませんでしたが、水道は市民生活、社会活動に欠くことのできない重要なインフラであるため、基幹管路の耐震化については検討を進めているところであります。

以上であります。

それから、先ほど壇上のほうで市長への手紙のことを触れられましたけれども、これは今



般の手紙以外もすべて私が目を通しております。（発言する者あり）この間もある議員から御質問がありましたが、年間にかかなりの数のお手紙をいただきます。意見、あるいは提案いただきます。そのことについて、基本的に手紙で来る分につきましては全部私が目を通してお返しをしていると。ほとんどが私が加筆をしております。

ただ、御指摘のように、刺激的という言葉が手紙の中にあつたやに思いますけれども、あのあたりはちょっと言葉としては不適切であつたかもしれません。衝撃的というふうに書いたほうがよかつたかもしれません。そのあたりは手紙の言葉の使い方としては反省をしておりますが、繰り返しになりますけれども、手紙は、Eメールも含めて、全部私が回答し、署名を添えて申し送りをしております。

ただ、今般のことにつきましては、議員が御指摘のように、非常に心配をされている向きがありますから、これからまたきちっと自席から答弁をしまいいりますけれども、非常に心配されている向きがある。そのことに対してどういうふうの説明していくか。このことについて今までちょっと手薄な点があつたことは市民の皆さんに申しわけないと思っておりますが、要は、耐震化ということが何を指しているのか、そのことについて十分な説明が我々がしていなかつた面もあるかもしれません。そのあたりで必要以上に御心配されている向きがあると思えますから、このことについては丁寧に今後説明をしていながら、必要な対応は図っていきたいというふうに思います。

それから、リサイクルプラザ用地の有効利用でありますけれども、現在、当該用地の一部については暫定的な資源ごみのセントラルステーションとして市民の皆さんに御利用いただいているところであります。今後の活用につきましては、基本的には当初の取得目的に沿って活用するのが筋だというふうに考えているところであります。

それから、なお、この御質問につきましては、これは多少私の個人的な見解でありますけれども、本議会に取得議案として、これは契約議案として提案をされておりますから、なかなかこの議場で事前に細々と説明しにくい点があるということは御了解いただきたいと思えます。

それから、4点目の市長と議員の面談のあり方についてでありますけれども、議員の皆様方との面談に関する基本的な考え方、これは私の説明不足の面があつたかもしれませんが、これまでも、これからも、すべての議員の皆様に対し、時候のあいさつでありますとか情報提供等については、事前に御連絡をいただいた上で可能な限り面談することとしております

し、してまいりました。

なお、議員個人の考え方、あるいは政策について個別に議論するということは、議会での議論を本旨とする議会本来の役割に照らせば、ここは多少問題があると考えております。また、一定の結論に至った事項や議会において議決された案件等、もう既にある意味では議論の余地がないものについての面談については御遠慮いただきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

1番。

1番（石橋忠敏君）

ありがとうございました。

市民参加における行政評価制度についての進捗状態については、私自身も常々このことは中身が問題だと思っておりました。というのは、確かに今市長のお話では、1名が学識経験者、あと4名は公募による市の団体の代表とか、本当に行政にかかわらない一般市民の中からの公募ということによって、心ならずも私自身の思いはかなったかなと思っております。

というのは、行政にかかわる人たちが評価委員になったんでは、本当にその必要性よりも、自分たちの立場を考えることばかりになってしまうものですから、やはり本当に価値ある行政評価制度にするためには、やはり今行われている事業仕分け、それ以上の効果があると思うんですよね、この行政評価制度というのは。財源でも事業でも人事管理でも、すべてに対しての評価ですから、ですから、委員というものはよほど市長が言うように、学識経験者という人も必要だろうし、やはり本当に自分たちの税金がどう使われているとか、そういうふうなことに強く興味のある人たちとか、そういう人たちがやってもらいたいなと私は思っておりますので、先ほど言われたように、学識経験者は1人、あとは団体とか、それぞれのある程度ちゃんとした一般の人たちということですので、極力それも早目になるようお願いしておきます。

次に、水道管の耐震化、この問題は、今市長の答弁では、手紙に書かれておるように資料だけなんですよね。こうなっておる、ああなっておる、こうなっておる。確かに市長からの返信というか、回答は私ももらっております。見ておるんですよね。確かに今先ほど言われるように、いろんな角度での可能性とすれば、今後300年以内は大規模な活動を起こす可能

性はほぼゼロとの見解であり、大きな地震の発生する可能性は極めて低いと書いてあります。じゃあ、大きな地震は出なくても、小さな地震はあるということですからね、これは。そういうときはどうするかとか、確かに福岡西方沖地震の場合は震度5までしておるけど、これについては大川市は被害をこうむっていない。だから、5までぐらいは大丈夫だろうと思うけどというような見解なんですけどね。今の地球自体の変化、環境変化の中で、頻発に地震の発生というのが、以前にすると数倍多い地震情報というのは私自身も耳にしておるんです。

その中で、今言われるように、今後300年以内に大規模な活動を起こす可能性はほぼゼロだから、何にもやらないとかいうようにこの文章では私も感じるし、その後にも確かにいろんなデータを書いていますね。レベル2の地震度、過去に、従来にわたってどうかとか、いろいろ書かれています。

しかし、水道料の何とかというのは二の次としても、じゃあ新聞に掲載されている、最後の辺に書いてあるのがですね、全国の水道管は70年代に集中整備された。法定耐用年数は40年となっています。ということは、70年ということは、今2010年ということは、ちょうど40年ですよ。もう耐用年数ぎりぎりということなんですよ、これ。これ地震が起きなくてもね、法定耐用年数が40年、40年以降は、いかなることがあっても、地震がなくてもね、崩壊する可能性はあるということなんですからね。法定耐用年数という感じで書いてありますけどね。ということは、40年たてば何にもなくても水道管が壊れるとか、パッキングが外れるとか、いろんな弊害が起こっても不思議ないという状況なんですよ。ということは、地震の問題とこの耐用年数の40年とを加味すれば、これは当然行政としては、この新聞報道があったにもかかわらず、もっと市民に対して安心感を与える大川の手法というかな、こういう新聞が出ておるけど、これはもう大川市ではこうしておりますよとか、もしくは耐用年数40年ということを経験に考えれば、ちっちゃな地震でも水道管は破裂するおそれがあるということですからね、これは。それは皆さんもわかると思うんですよ。40年やから、41年すれば小さな地震でも崩壊する可能性はあるということなんですよ。そういう危機感というのを大川市自体は、あら、水道課はおらんね。どこおっと。水道課に言いよつとばってん。(発言する者あり) ああ、おれここに言うたつもりやった。済みません、済みません、どうも済みません。であれば、水道課長はもっと一つ一つの事実をね、今までのデータに頼るんじゃなくて、現実味のある危機感をもっと持って本当に取り組むべきことではないかと思うんですよ、これ。

また、水道課長、大川市のほうにもこれは国から指導があつておるでしょう。対応についての取り組みをちゃんとすると、国のほうからも大川市のほうには要望があつておるんですよ。ということは、この刺激的な文章云々よりも、刺激的な文章であれ何であれ、結局、厚生労働省が水道管の耐震化について全国調査をしたところ、主要水道管、基幹管路のうち、耐震度6強の揺れに耐えられるのは34%、大川市はゼロ。こういうふうに書いておるんやから、確かに、じゃ厚生労働省の調査をばかにするとかと言いたくなるわけですよ、これ。ばかにするとかしないとか、だれが悪い、これが悪いんじゃないくて、この地震に対しては大川市もこの手紙に書かれておつたように、課長、建物に対しては都市建設課やろうけど、耐震化というものに取り組んでおるんやから、土の中に埋まっておる水道管に対しても同等に耐震化というものに対する目を向けてちゃんと行政としては対応するべきだと思うんですよ。

それともう1つは、箱物に対しての耐震化ならば、人の目に触れない地中に埋もれているのは、この時期は40年の耐用年数があるかわからんけど、40年前の交通量とか、いろんな車の重さ軽さ、すべてを考えると、もっとこの耐用年数というのは縮むと思うんですよ。地震じゃなくても、通行する車によって耐用年数は30年ぐらいになるかもわからん。劣化するというか、そういうことにもなり得る。

それと、今言われるように、震度6の地震はあり得ないだろうと。そんなこと言っておつたってね、土の中に埋もれておるものがどういう状況か。基準は40年としているけれども、大川のトラックはばんばん行く、原木積んだ車はどんどん行く。そういう中で、それこそ返信に書いておるように、地震に対する被害というのは地方各いろんなところによって違つて言われておるかわからんけど、それに相反するのは、じゃ大川の道路の交通量の、原木を積んだトラックとか、トラックの量で地下に埋もれている水道管の傷みというのはこれはまた別ですよ。これもまた比率がある。そういうふうなこともすべて考えて 課長ようつと考えてくださいよ。そうしなければ、またハード面でも市報で知らせるとか、しかし、こういうふうな新聞記事を見れば市民はみんな心配しますよ、わかる人は。40年の耐用年数しかない。じゃ概算すれば、もう40年たっている。じゃ水道管は破裂しても仕方ない。

〔 発 言 取 り 消 し 〕

こういうふうな漠然とした資料に基づく返信の内容では市民は全然安心しませんよ。

ね、課長。本当にやはり国からの指導もあり、この耐用年数は40年、40年が今の現状ではどうかと。そういうことも考え、地震の問題も今までは震度5まででは耐えられたけど、6のときはどうなるかとか、今までは5しか来なかったけど、今の地球の温暖化とか、いろんな地球の変化とか、こういうふうなことを考えれば、いつ来てもおかしくないというぐらいの気持ちを持った中でやはり今後は対応してほしいと思います。課長お願いします。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

非常に議員がおっしゃっていることについては、まさに手紙を出された方の心配をそのまま伝えておられると思いますけれども、やっぱり事実をきちとつかまえておく必要があると思うんですよ。それは、我々の記事が出た以降、市民に対する説明の仕方が不十分であったという点は反省をしておりますし、その上でちょっと申し上げておきたいと思うんですが、その前に、壇上から言いましたように、基幹管路の耐震化については検討を進めていくということでありましてけれども、その上で申し上げますけれども、まず、議員、特にそういう心配をされている市民の皆さんと向き合われるわけでありまして、事実を正確につかまえていただきたいと思うんですよ。耐震化をされていないということをどういうふうにもまず受け取っておられるのか、議員自身がですね。そのあたりをまず聞かせていただかないとなかなか答弁がしにくいんですが、ちょっと私が答えを申し上げますけれども、いわゆるレベル1というのとレベル2というのがあって、レベル2に対応しているのが大川はないと、基本的にはこういう説明、こういう事実なんですね。

我々は、地震のことですからいつどこで来るかはわかりませんから、そのことはもちろん否定をしますが、レベル2に対応しているところはその継手ですよ。もう基本的には継手のところですよ。管と管の継手。継手のところが脱落防止がレベル1とレベル2があって、レベル2というのは非常に外れにくい。それが基本的にはレベル2と。精密にはもうちょっと、外郭で言えばそういうことなんです。そのレベル2に対応しているのは、確かに大川市はゼロです。しかしながら、西方沖地震があったときに、あれは博多湾の沖です。玄界島周辺が震源地でした。あれからコンパスでこの円を描いてください。太宰府市、それから前原市、これもレベル2に対応しているのは、太宰府市はたった1%（134ページで訂正）なんですよ、全体の管路の中で。1%とゼロ%の違いなんです。それから、前原市も基本的には似た

り寄ったりです。そういうところで、実態としては管の継手の脱落というのは起こっておらないわけですから、我々のところも起こっておりませんでした。ですから、そういうことについてはもちろん対応はしていきますよ。していかなければなりません、直ちにこれで大事故が起こるということについては、そういうことは余り考えられないので、そういうことについて必要以上に市民の皆さんの中に御心配があれば、まずは我々が説明をしていきますけれども、議員にあってもできるだけそういう説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、何でしたか、いっぱい御質問されましたからわかりませんので、できますならば、一問一答でしていただくと、一つ一つ丁寧に答えたいと思います。（「はい、わかりました。いいです。私もそうします」と呼ぶ者あり）

議長（井口嘉生君）

1番。

1番（石橋忠敏君）

わかりました。私も一問一答でお願いします。

じゃあ、先ほどパッキングの問題を言われているんですけど、確かに今言うレベル1とか2とかは、それは行政内部で今後どうするかに対応のときに説明してもらわなければ、われらはこういう新聞を見ておる中で、一人一人が専門的な知識は持っていない。であれば、われらに納得できる、安心をできるというのは、ソフト面のサービスをしろということをおるんですよ。市報で通知をするとか、こういう問題はこうだとか、こういうことは心配ありませんよ。例えば、私は神戸の地震というのを、あそこからのインターネットで、今後どうしているかということを経験地である神戸がやっておるんですけど、ハード面については、先ほど私も言ったように、予算面もいろいろある。しかし、ソフト面というのは予算も要らない。例えば、市報でその旨を知らせるとか、そういうソフト面のサービスは全然していないから腹が立つんですよ。

それともう一つ、市長ちょっといいですか。神戸市は、「いつでも蛇口」というものを各学校の校庭につくっておるらしい。普通はこの蛇口は、子供たちが砂遊びしたきに洗う洗いの蛇口、もしくは特定したところじゃなくて、通常使う蛇口を「いつでも蛇口」という形でしている。その中身は、ここに水道管の耐震化の進捗をわかりやすくするために、道路の耐震化が完了したシンボルとして、災害時に避難所となる小学校に「いつでも蛇口」という水飲み場を設置していますと。「いつでも蛇口」とは、通常、水飲み場として使用していま

すが、災害時には応急給水拠点になる施設で、この拠点の完成に合わせ、小学校や地域の皆さんと合同で応急給水訓練も行っています。また、この「いつでも蛇口」は平成21年度末で15カ所完成しています。このように、神戸市ではハードとソフト面の整備を進めることにより、災害直後でも市民の皆様が飲料水を確保できるように努めています。というのは、神戸と大川じゃ全然違いますけどね、そういう災害になったときに、この施策では震災直後に必要となる飲料水として1人1日3リットルとして、その7日分を貯留する計画で、ここを運搬給水基地として、貯留した水道水を給水タンク車で皆様へ配りますとか、これは給水車というと消防でしょうけど、そういうふうないろんな、ならない、ならない、ならないじゃなくて、なるということ想定した中で少しは考えてほしいと思うております。

それともう1つ、じゃ市長にお伺いしますね。大川は地盤沈下は始まっていますか。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

地盤沈下はおさまっております。

議長（井口嘉生君）

1番。

1番（石橋忠敏君）

私はちっご会議において、掘割か何か、15番のところに私行っておったんですけど、今、地盤沈下が始まって、今現在、地盤沈下をしているのが沖端、柳川地区、もう1つは、佐賀の白石、この白石地区は間違いなく今地盤沈下が始まって、地盤沈下をし始めているということで、ちっご会議で説明された中で、掘割の何たるかの説明を私は聞いておったんですけど、私はそのとき、この耐震化の水道管の問題のときに私も聞いておったんですけど、そのことを考えながら聞きよったんですけどね。

じゃあ、柳川地区も地盤沈下し始めておる。佐賀の白石の干拓地区も地盤沈下をし始めておる。であれば、両方が地盤沈下しているんやけん、真ん中に残っておる大川も当然、今はなくても、先々は地盤沈下が始まるんじゃないかなという気持ちがあります。であれば、同じことになるけど、地震云々、道路によつての水道管のへたり、まして今度は地震何たるかじゃなくて、地盤そのものが地盤沈下が始まれば何らかの影響もあるっちゃんないのかなと思っておったんですけど、今市長が言われるのは、地盤沈下がおさまっているということであ

れば大川では心配ないですね。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

こういう軟弱地盤のところでは地盤沈下が起こる要因、原因ですね、これはほぼはっきりしているんです。それは地下水のくみ上げ過ぎなんです。地下水、井戸、それは、白石の場合は農業用水に地下水をかなり使っているんですよ。それで地盤沈下をしている。それから、柳川の場合は恐らくもっと別の要因があるようです。有明海の中のほうでくぼみができているとか、いろんな要因があるようでございますけれども、いずれにしても、このあたりの地域で発生する地盤沈下というのは地下水のくみ上げ過ぎです。ですから、この大川で今後大規模な地盤沈下というというのはそれこそ想定は非常にできない、あり得ないというふうに考えておってもいいんじゃないかと思います。非常に今精密に調査しているんですよ。ミリ単位ですよ。ミリ単位で調査しています。その中で、それは36平方キロありますから、部分的に1ミリ上がった下がったと、それは単年度で動くんですよ。そういうことがありますけれども、白石で起こっているような、あるいは中国の黄河の下流で起こっているような地盤沈下は起こり得ないというふうに考えておっていいです。

議長（井口嘉生君）

1番。

1番（石橋忠敏君）

ありがとうございました。確かに言われるように、中国とかなんかの地盤沈下とはわけが違うと思いますし、ただ、私が言っておるのは、水道管に対する耐震化云々の問題で上がっておるんやけど、いろんな面で従来あり得なかったような変化というのが当然この地上自体に発生し、微々たるものでもあり、この微々たるものの積み重ねによって何があるかわからないというのが私の考えであって、確かに柳川地区の地盤沈下というのは三池炭鉱の海底の石炭の採掘、白石町は鹿島炭鉱の、ちょっとわからんけど、炭鉱で石炭を取り過ぎたというか、取ったから、市長が言われるように、水のくみ上げによっての地盤沈下と同じように、この地盤の下に坑道が張って、坑道を通っておるんやけん、坑道がどんどんどんどん落ちていけば当然地盤沈下になる。しかし、それが両わきにある以上は、これがずっと影響がそれこそ5年、10年、30年、ずっと先にはあるんじゃないかというのと、今言うように、道路で



の圧縮と耐用年数とそれぞれの微々たる地盤沈下、その周囲の地域の地盤沈下の影響によって水道管は大丈夫ですかねという気持ちですね、これ。だから、市長が言われるように、中国のプレートがずれて地盤が沈下したとか、そういう大がかりなものを私は言っておるんじゃないくて、予測としてあり得ることをやはり危機感を持って対応してくださいということをお願いしておるんであります。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

担当課長が答えたほうがいいかもしれませんが、先ほど言いましたようなこれに対する直接的な対応ですね、それから、今おっしゃったようなソフト面、こういう面についてもまさに危機管理の一環として検討をしているんです。例えば、それこそ一時的な問題ですからね、永久に浄水施設がダウンするということはありません、考えられない。今言いましたように、危機の形は、仮に大きな地震が万が一来て管がずれる。浄水場の近くの管がずれると、これが一番怖い状況なんですよ。それから先が出ていきませんからね。ですから、そのところの一番重要と思われるようなところについて、経年管と言われる、ある程度年がたっている、そういったところは経年的に更新していくんですけども、ダウンしたやつを速やかに回復すると、1日かかるやつを半日で回復させる。そういうためには、例えば部品を一定程度備蓄するとか、そうすることによってわざわざ取り寄せる時間が短縮できますから、ダウンしたやつを立ち上げるのに時間が1日のやつが例えば半日、そういったことを一つ考える。

それからもう1つは、先ほど言いましたように、かつて我々は井戸水を飲んで上水としてきました。現にまだ井戸が生きているんですよ。鉄はちょっと出ますけど、鉄の除去みたいなものはそう難しいことではありませんから、緊急避難的にそういった井戸を活用すると。それをどうやってどんな車でどう運ぶか、こういったことについてはまさに危機管理の一環として研究をしております。ですから、このあたりはもっと早い段階で、あの新聞が出たときに説明をしておけば不要な御心配をかけるでもよかったのかなと思っておりますので、そのあたりは我々の行政側の対応として反省すべき点はあるのかなというふうには思っています。ですが、繰り返しになりますけれども、危機の中身をよく正確に理解していただいて、過度な御心配をしておられると思われる方に対しては、危機の内容について正確にお伝えい

ただきたいというふうに思います。

それから、盛んに管のことを言われますけれども、これ全国、今、ダクティル鑄鉄管といって、今の管は重量車が通っても割れないんですよ。昔のやつは割れていました。ですから、それは大川市のみに限らず、全国同じような管を使っていますから、そういう心配は要らない。こういったことも今議員は御心配しておられますけれども、多分市民の皆さんも御心配しておられると思いますから、そういう御心配の声を聞かれた場合には、ぜひともそういうことをお伝えいただきたいというふうに思います。

議長（井口嘉生君）

1 番。

1 番（石橋忠敏君）

わかりました。わかりましたというか、ああ、そうかなというぐらいですけどね。

確かに市長が言うように、専門的には今ここで私が直接聞いて多少なりは理解しているんですけどね。ただ、この新聞を見た大川市民が不安を抱いた。抱いたことについては、今先ほど言われるように、市報なり何らかの形でソフト面でのサービスとしてそういうふうな対応をされる。

しかし、もう1つ考えてほしいのは、市長が言われるのが本当だと思うんですよね、やっぱり専門家ですからね。ただ、私たちも管の品質とか、そういうことじゃなくて、市長と私こう聞いておるけど、市長は地震が起きて被害ができたときにどうするという言葉を一切言わんのやけん。地震は絶対起きないと。自分の倫理によって起きないと。しかし、私らは起きないはずはない、いずれ起きるだろう、いつ起きるかわからないと、こういう恐怖の市民感覚ですよ。市長の言葉の中に、例えば万が一、今後は避難場所としてどういうふうにやっていこうとか、こういうふうにやろうと思うておるとい意見を全く言わんのが私は納得できませんね。なったらどげんすつかいというぐらいです。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

地震が全く起きないと、そんなことは全然思っておりませんし、そういうことはあり得ない。

ただ、危機の確率ですよ。危機の確率と、それから、それに対する対応ですね、ここのと

ころはやっぱり東海沖とか南海沖とか、マグニチュード7、8、巨大地震が発生するであろうとされているようなところですよ、それから、先ほど言いましたように、水縄断層という非常に規模の小さい、そしてなおかつ、学術的にも、我々は行政官ですから、学術的な見解というのはある程度無視するわけにはいかないわけですよ。そういったものを総合的に勘案してリスクをどうやって減らしていくか、そのためにどういう投資が要するのか、そのあたりのバランスを考えながら行政をやっているわけですが、リスクを限りなくゼロにしようとするれば、これ何事でもそうですけれども、限りなく金がかかるんですよ。そここのところのバランス。ですから、リスクはどの程度であるのか、それに対してどういう対応を我々は事前にしておかなければならないのかということを考えています。ですから、やらないと言っているんじゃないんですよ。先ほど言いましたように、水道は市民生活に欠くことのできないインフラでありますから、そういうレベル2に対応していないところについては計画的に今後やっていかないとはいけませんねということをお願いしているわけでありまして、やらないとか、そういうことを言っているわけじゃないんですよ。そここのところを御理解いただきたい。

ちょっといいですか。これはちょっと見えにくいかもしれんけど、（資料を示す）関東、東京でしょう。これと、大川周辺の地震の大きさ、小ささに関係のない地震なんです。要するに、地震として感知されたやつ。これだけ違うんですよ。これだけ。ですから、地震に対するリスクというのは全国同列じゃないということなんですよ。だから、やらないということじゃないんですよ。そういう誤解を持たれたら困るんですけど。こういった状況も我々は勘案しながら行政をしていかなければならないということなんです。それは金を湯水のように使って、とにかくリスクをゼロにせろと言われてればね、もうそれが天の声ならそうしますが、そうはやっぱりいかないんですよ。そのあたりはぜひ御理解いただきたいと思います。

議長（井口嘉生君）

1番。

1番（石橋忠敏君）

同じ質問を長くしても一緒ですから、ただ私、今市長が言われているようなことは私はわかります。今言うグラフ的なもの、いろんな言われていることはようわかります、私は。大まかなことはわかりました。

ただ、市民サイドから一言言わせてもらおうと、例えば、市報で今回のゼロ表示は極論であ

って、そういう心配はあるかもわからんから、そのためには、例えば各小学校の避難場所を設置するとか、消防のほうと提携してでも給水をそのときにはしますからとか、そういうふうな災害が絶対来ないということはある得ないのやから、来たときはこうしますというぐらゐのアフターサービスというか、ソフト面のサービスというのはやっぱり私はしてほしいと思います。なぜかという、私は市民の方に全部言うて回るわけいかんのやけん。やはり市民は市報によって行政のあり方を見る。であれば、市民は一般の新聞を見て、それによって不安を抱いておる。その中で、私は一人の人間として市長と話しておるんやけど、その中で、市長が言っているのはもっともだということもわかります。

ただ、市長先ほど言うように、これはあくまでもお願いという形でさせてもらえれば、もうこれで終わりたいんですけど、市報とか、何らかの形で市民の目に、危険はゼロじゃないですよ。でも、行政とすれば、そういうふうなことがあったときには、こういうふうな防災という以前じゃなくて、緊急対策というか、緊急支援というか、緊急措置をとりますからとか、だから、ゼロという表現は、今先ほど私に市長が説明しているように、いろんな場合、場合もあるし、大川市とすればいろんなことについてはゼロ表現があっておるけど、本当はそういうふうな危険リスクというのは少ないですよ。でも、ある可能性もあるから、それについては避難場所をこうするとか、水の不足する分についてはこうするとか、例えば、消防なら消防も当然地震があればそういうときは出勤するだろうし、そういうふうななぐさめじゃない、少しでも安心を抱けるようなソフト面のサービスというか、そういうことを私はお願いしたいと思います。

だけん、市長言うように、ハードというのは金がかかることなんですね。私はそういうのは望んでいないんですよ。私も今聞いていて、私自身もなったときはなったときくさいと思うととですよ。これしよんなかくさと、自然のことやんけん。でも、やはり市民の一人一人からしてみれば、行政の動きというものをやはり市民には見せにゃいけんのやろうと思うんですよ。だから、その辺はよろしくお願いします。これは要望です。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

先ほど太宰府市の耐震率の数字を申し上げましたけれども、ちょっと事実誤認がありましたので、訂正をさせていただきます。

太宰府市の耐震適合性のある管は25%でありまして、福岡市周辺の幾つかの市では1.数%になっているというように発言を訂正させていただきます。（「はいはい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（井口嘉生君）

1番。

1番（石橋忠敏君）

先ほどの水道管について一応終わって、次は、リサイクルプラザ用地の問題ですけど、確かに市長が言われるように、当初の目的というか、当初の何に使うという目的に基づいて先行投資で土地を取得したということで、当初の目的に沿うた形でこの土地利用をということ先ほど言われたんですけど、それは本当だと思いますね。行政とすれば、やはり当初の目的に沿うた形でやるべきだというのは、私も途中で話を曲げるなんていうのはおかしいと思います。

ただ、私が言っておるのは、当初リサイクルプラザの建設用地、またはちり焼き場というか、焼却場の建てかえどきの移転先とか、いろんな当初の目的というか、購入するときの目的があったと思うんですけど、やはりそれは15年前の話であり、焼却場は15年前に建ておるし、取得した時期がどういう時期やったか私もはっきり定かじゃないんですけど、その時期にそういう目的であったとしても、時代の流れと経済の今言う落ち込みとか、そういうふうな時代の流れに沿うた考え方を多少考慮すべきというか、考え、見直すべきことも必要じゃないかと思うんですけど。

それともう1つ、当初の目的というのはリサイクルプラザ、そういうふうなごみに関係した何らかの施設をつくるか、何かの目的によって購入されておる。ならば、私が言っているのは、併用できるじゃないかと。リサイクルプラザの集めるところ、私も現地を見にいっておるんやけど、列をつくって、それにずっと区分けしてごみの集配をされておる。しかし、こっち側、反対側の火葬場のほうについては空き地、空き地であれば、これは別にそこに建物を建てるとか、そういう問題じゃなくて、葬儀場に見えた人を、火葬場に来た人たちのあくまでも駐車場としてそこを転用じゃないけど、利用するという、それだけの問題ですからね。当初の問題は崩れないと思うですよ。ごみの集配場の分別をした、実際今してある。じゃ、それ以上にどういうふうな形をするかというのは、今の現状では私もちょっと確認していないけど、それ以上はまだ未定と。ならば、先ほど私が言うように、あくまでも

ごみを集めるときの駐車場、葬儀関係に見えた人たちの駐車場としてもそのあとの半分のスペースを十分利用できる。それによって市の財源も楽になる。それによって市民も葬儀に際しての費用の負担もなくなる。それと同時に、やはり生活保護者に対する支給金額も無償にしてやるということであれば、その財源も出ていかない。私は本当行政の考え方一つ、植木市長なら市長の考え方一つだと思います。別に目的をゼロにしておるんじゃない。半分はリサイクルというごみに関する事業をやりながら、あくまでも両方に携わる人たちの共通の駐車場として半分のスペースを利用するだけだから、別に分筆をしたり、登記したり、何らする必要ない。であれば、私は今の大川市の財源が厳しい、予算がない、ないないないで市民生活が脅かされているような状況やから、この上に市の財源を脅かすような32,000千円の捻出をするよりも、考え方一つで当初の目的を多少譲歩した形で、今回のような葬儀場、まして葬儀場というのは過去にもあったんやから、改めてつくるんじゃないで、何かちらっと先ほど聞いたんやけど、葬儀場というのは、火葬場と葬儀場は一緒にあったと。でも、今はこの材料なんかを別の人が持って行って、今は待合室みたいになっておる。ということは、条例上は火葬場と葬儀場はあったんやから、その葬儀場をもう1つつくり直すという形でつくり直せば何ら問題ないと思うんですけど、その辺について、この場でどうこうということはないですけど、これも長たらしくなるからあれですけど、これも十分考えてほしいと思います。これによって市民も助かる。市の財源も助かる。すべてに対して、これもプラスなんですよ。ただ考え方一つ。その辺をよく考えてください。それは当初の目的、決め事、やれ何よりも、今、どうすれば市民が1円でも楽になり、1円でも市の財源が楽になるかということを考えれば、はかりにかければこれはだれでもわかることですから、よく考えてください。これは要望にしておきます。お願いします。今ので答えは要らんです。

次に、市長と議員の面談のあり方については、先ほど言われたように、私一人が会っちゃならんのか、ほかの議員さんたちは会っていいというのか。ちょっと私も頭が混乱して何を聞いておったかようっと覚えておらんですけど、漠然と聞いておったんですけど、先ほどの答弁の中では、ああ、なるほどなど。それは市長が言われるように当然のことです。行政に関することに対してなら、確かに市長に面談を申し込んで当たり前。プライベートなこととか個人的なこと、もしくは先ほど言われた議決の決議内容、いろんなことに対しては再度蒸し返すようなことを言うていくということに関しては多少疑問を抱くかわからん。しかし、そういう場合においても、議会での決議事項でも間違いは正さにゃいけん。間違いがあれば、

それは正すべきですよ。いろんな形でいろんな決め事があり、議会で本会議で決まろうが何しようが、その中で露骨に間違いがあれば、それは正すべきです。その正すべきか否かということについての討論とかなんかについては、やっぱり市長といえど、議員の個人感情というか、個人的なプライベートなことじゃなくて、この議決、議決、議決で何でも賛成多数で議決を得ればいいというもんじゃないと思います。この議決によって市民の生活が左右されるんやから、間違いがあれば正すべきですよ。だから、それを大っぴらに正せということじゃなくて、正すべきかどうかということの市長と議員との会話というのは絶対的に必要だと思います。それは決議事項の問題です。あとの問題は問題ありません。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

これは以前も申し上げたと思いますけどね、やっぱり議会で議決をされる。これはね、それぞれやっぱり十人十色価値観が違うわけですよ、市民も議員もね。その中で賛否がある。満場一致ということもありますけれども、賛否が分かれる場合には、1票でも多いほうに少ないほうは従うと、これが民主主義の大原則なんですよ。そこのところを否定されたら民主主義は成り立ちません。ですから、もし議員がそういうふうなことで、この議決は議決として通ったけれども、おかしいというふうに確信があるならば、例えば議員提案とか、いろんな格好で次の議会で議案を出されたらいいじゃないですか。（「ああ、それはいいですよ」と呼ぶ者あり）ほかの議員の皆様方を説得するなり、説明する。だけど、もう既に決まったことは、議会で決まったことを私たちがとやかく言えるわけじゃないわけですよ。ですから、そこはもう議論しても始まりませんから、今回は、もうお会いしても仕方がないからお会いしませんでした。

議長（井口嘉生君）

1 番。

1 番（石橋忠敏君）

わかりました。今回はそういうふうな内容だったから会わないということで私も了承しました。

であれば、今回の答弁では、議員としての議員活動の中でのプライベートじゃない、議員としてのやるべきことの考えの中で議会で承認を得たことじゃない、ほかの問題のときには

だれとでも会うということですか。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

壇上で答弁しましたように、時候のあいさつでありますとか、それから、情報の提供でありますとか、そういったことについては今までもすべての議員、これからもすべての議員に対して面談するというはずっと思っておりますし、これからもそういうふうになりたいと思っております。します。

ただ、繰り返しになるけど、政策に関する議論、こういった内容の場合は、（「そいばってんさい」と呼ぶ者あり）いいですか。ちょっと聞いてくださいね。答弁しているから。（「生活」と呼ぶ者あり）政策、（「ああ、政策ね」と呼ぶ者あり）施策、それから、基本的な市政の方針とか、こういったことについては、まさにそれこそ議員ですから、この議場の中で、後ろに聞いておられる市民の皆さんの前で、あるいはほかの議員の皆さんの前で正々堂々と我々と議論、討論をされたらよろしいんじゃないですか。そういうことを言っているんですよ。ですから、そういうことを部屋に持ってこられると、それは時間も物すごくたつし、我々も分単位とは言いませんが、30分単位ぐらいで仕事を回しておりますので、なかなか私としてもですよ、

〔発 言 取 り 消 し〕

議長（井口嘉生君）

1 番。

1 番（石橋忠敏君）

わかりました。

私が前回、面談の申し入れは、確かに全員協議会の流れの中でのあとの細かいことについて話を聞きたいと、今後の市長の考えを伺いたいということで面談の申し入れをしたんです



けど、ならば、そのときに私は秘書にもそういうふうに伝えた。次に、うちの局長にもその旨を伝えた。次に、経営政策課長の木下さんにもそれを伝えた。ならば、そういう理由で会えないと、政策に関することについては、いろんな時間的なものもあるし、そういうふうなことについては会えないと、何できれいな返事をしなかったかですよ。私はもうぶっちぎられ、ぶっちぎられ、ぶっちぎられ、何やろうかな、これ。何でおれが面談の申し入れをしたにもかかわらず、秘書にもその用件を伝え、議会事務局長にも同じ内容を伝え、そしたら、また今度経営政策課長からどういう用件やろうかと、また伝え、結果、ぶっちぎり。だから、私は前回、それをなぜ会わなかったのかというお伺いをしたんであって、そのときに市長は、私も自分のことですからきちっと覚えておるんですけど、議員各位と個別に会えば耳打ち事に思われがちだから、議員各位とは満座の中で話をしましょうということやった。だから、あれはそういうことかと踏んでおったし、ただ今回、質問しよるのは、何かこじつけて言いよるんだけど、私個人の問題ですから余り長い時間とりたくないんで、ただ、私はそのときに思ったんですよ。ああ、議員とは全然会わんと。何でこの開かれた行政とか言いながら、議員個人個人の気持ちとか、もちろんあいさつとか、内容的なものとか、雑談とか、いろんな会話の中をクリアして行ってこそ、初めて開かれた市政じゃないのかなと思いつつ、個人とは会わないと言って、その後には、あれから1年近くなっていますけど、それからいろんな人がやっぱり議員として市長室に市長と会われている。あら、あれは耳打ちに行きよつとやろうか、それともおれ一人と会わんと言ったのか、どっちかいなと。ほかの議員さんたちにはオープンで会うよと。そのかわり石橋議員とは個人的に会わんと言ったのか、どっちやったのか。おれとは会わないと言っておきながら、ほかの議員とは会うということは、先ほど私も壇上で言ったように、耳打ちに行きよつとやろうかとか、変に私邪気を回しよつただけなんです。だから、今先ほど言われるように、今回、政策問題とか、いろいろな問題については議場で話せばいいとか、あいさつとか、確かに詭弁というか、詭弁じゃないと言えばそれかわからんけど、やはり確かに個人的にあいさつに行くとか、何かそういうふうなコミュニケーションをとる目的というか、いろんな考え方を拾い出すためにお会いする、情報を拾い出すためにお会いするという必要であれば、それはまたそれで私も理解しました。

それと、私が一言、これにかかわるかどうかわからんけど、あくまでも100人いれば100人の考え方があるんですよ。先ほど言われるように。ならば、100人の考え方を聞いて、そして自分の判断を決めるとか、いろんな人間の意見は十分に聞いた上でいろんな政というのは

やるべきやろうとは私は思うております。

それともう1つ、各課の課長たちに私は確かにいろんなことでいろんな時間を割いてもらっています。しかし、そのことについても各課の課長たちも忙しいから会ってくれるなど。会ってくれるんじゃないけど、時間をかけないようにしてくれということですけど、ならば、それに対して私も言います。各課の執行部の人たちも、あんたたちは市民のためにやるべきと判断したなら、何があってもやってくれりゃいいことよ。わしらと約束したり、いろんなことをした以上は、市の職員として完璧にやってくれりゃ、いろんな長い時間もかからんのやけん。わしらが課長あたりと長い時間をかけて討論をやるのは、人間としてね、市の職員としてね、あんたたちが本当に市民のことを考えておるのかということの問題で私は長い時間をかけてね、私も労力は無駄ですよ。私自身もこの行政というものが幾らとやかくぎゃんぎゃん言っても、やかましく言っても、人間的に基本的な考え方を伝えても伝えてもね、この行政というのはぬかにくぎで変動がない。結果がない。だから、私もこのごろは市長、安心してください。各課の課長とは長い時間かけません。ただ、かけないかわりにね、あなたたちもやるべきかやるべきじゃないか、市民のためになるかならないか、それはあなたたちがきちっと腹にくくって判断してください。そうすれば私との話は5分で済む。そのことを申し伝えて終わります。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻は午後1時といたします。

午前11時46分 休憩

午後1時 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、8番川野栄美子君。

8番（川野栄美子君）（登壇）

それでは、一般質問をさせていただきます。

質問いたします前に、一言申し上げます。

私どもの大川市政に大変頑張ってくださいました元市長の福永邦男氏が先日お亡くなりになりました。ここで感謝と、それから御冥福を申し上げます。

以上でございます。

それでは、質問に入らせていただきます。私が質問いたしますのは、環境ビオトープについてであります。

環境とビオトープというのはなかなか難しいものがあるかと思いますが、先日、このビオトープを一般質問するということで、この活字を見られまして、私は笑ってしまったんですけども、「川野議員、今度の一般質問にあなたは豆腐の話をするのかね」とおっしゃったんですね。だから、これは市民の皆様には大変なじみがない言葉だろうと思います。ただし、これはれっきとした学術用語でありますので、これを違う言葉に変えてということとはなかなか難しいものですが、市民の皆さんに環境とかそういうものを伝える場合に、いかにやっぱりわかりやすく伝えるかということが重要なかぎではないだろうかなと思います。

その点で、市長がお考えになられまして皆さんもしていただきました。市長、ごらんのおりに「川郷おおかわ」というものがありますけれども、うちの議会の中でも質問が出ましたが、「川郷おおかわ」というの、「大川は何のまちですか」と、「大川は川郷のまちですよ」と言われても、川は遠いし、水道は久留米のほうに来るし、今まで船で行っていた川も橋がかかって、なかなか川が随分遠いところに行っていますので、この「川郷」という言葉が五感に何かぴんとこない。でも、私は植木市長といろいろ話す中で、この市長も、やはり大川は環境を随分考えながらやっていかなくちゃいけないということをしっかり体全体に思っている市長じゃないだろうかなと思います。そういうところから、イメージ的に「大川は何のまちですか」と言われた場合に、「川郷のまちですよ。大きな筑後川が流れて、大変環境に優しくて、それと美しいまちですよ」ということを言いたいために、「川郷」という言葉をやはり選ばれたんじゃないだろうかなというふうに、私はこう解釈いたしました。

そこで、本日、一般質問します内容は、もちろん環境のことをお話ししますが、環境といえば、皆様方も御存じのように、ちっこ会議がございました。このちっこ会議で植木市長も、新聞で私は読んだんですけども、環境とは大変深いところがあって、だんだん勉強するに従って深みがあるわけです。浅いものじゃないということ。それで今、この環境会議を2市1町でやって、これからどうやってやっていくんだということがとても大事ですよということを多分おっしゃっておられたような気がいたします。私も全くそうだと思います。環境を大きくとらえますと、あなたはきょうは何の質問をしますかというふうになってしま

いますので、一番身近な、現にやっています教育的な立場からビオトープを選ばさせていただきました。

そういうきっかけを得ましたのは、やはり私もこのちっこ会議に行きまして本当によかったなと思うのは、18分科会に行ったんですけど、この言葉の中に何か初めて聞くような、えっ、これはどうなっているのというようなものがありまして、非常に興味を持って聞かせていただきました。それは、この中に「環境支払いの政策を地域からつくる」というタイトルがつけてありました。環境支払いの政策を地域からどんなふうにするんだらうかというところで興味があったんですけども、この中に、国がこれからの戦略として一番大事ですよということで、生物多様性国家戦略ということをして上げております。私もこの分科会に入るまでは、生物多様性って一体どんなものだらうかと、全く関心がありませんでした。でも、行ってみますと、この生物多様性国家戦略をしたたかに計算しながら、市町村によっては税金を取っている、そして、まちを豊かにしているという実例がありました。へえ、やっぱりそういうふうに地方分権は進んでいるところは進んでいるけれども、進んでいないところは全く進んでいない。でこぼこの差が本当にやってきたなということを実感いたしました。でも、この大川にいる限り、どれくらいの地方分権が進んでいるのか、よそがどういうふうになっているのか、全くもって肌で敏感に感じません。

今度のちっこ会議は、そのように進歩しているところ、私たちはこれからどうやって追っかけていくのかということで疑問、クエスチョンをくれたちっこ会議だったと思うわけです。だから、開催でよかったというものはもちろんありますけど、それを持って帰って、一議員が本当にどこを見て、どうやっていきたいかということをやっていくということが今度のちっこ会議の一番の成果じゃなかったらうかと私は思うわけでありませう。

その中に実例として挙げられましたのが、横浜のみどり税、みどりアップ計画というものが立ち上げられまして、ここで緑をたくさんつくることによって、そして税金を取ると、お金を市民からもらうということで、もらうためにはやっぱり議会もそれ相当の理解がないと、これはなかなか通りません。税金を安くしてくださいというところはたくさんあるけれども、税金を取りますというところに、そんなに議会が簡単にいいですよと言うはずがない。

私はこのみどり税というものがありますよということで、帰りましてインターネットでってみました。かなり分厚いものが出てまいりました。これを読むのに3日間かかりました、3日間。斜め読みですよ。その中に、していく中に、これは相当やっぱりいろんな人たち

が入ってこれをしているなということを知りました。

私どもの大川は「川郷おおかわ」ですけれども、横浜は「大都市だけどふるさとがある横浜」といって、大都市だけれども、ふるさとがある横浜、だから、お金を取るんですよということを言っているんですね。だから、こういうふうに市民一人一人がわかりやすい言葉をいかに研究してつくるかということは、今度行政にかけられた大きな課題ではないだろうか、なと私は思います。

どういうものがあるのかということで計画をちょっと見てみますと、「横浜みどりアップ計画により達成される質の成果として、以下のような街や生活の姿を目指すこととします。これらは、市民満足度の向上とともに、都市としての魅力やブランド力の向上にとっても、重要な要素です。」ということで、この中に、364万人の大都市でありながら、ふるさとと田舎のすばらしさを持ち合わせた横浜として新しい魅力を発信しますということです。だから、364万人の中に、その中にふるさと、そういう森とか田舎をつくって、そこでゆっくりと生活をしてくださいということを言っているわけです。

きょう私が一番行政、市長に申し上げたいのは、環境問題は地球温暖化関係の問題だけではなくて、これからの日本人が生きていく方針を考える問題であり、産業機構の問題、生活環境の問題であると思うわけです。そういうことを踏まえて、ビオトープとは何かということをお答えいただきたいと思います。

一番最後に、市長と教育長に私は質問いたします。

では、市長、教育長、ビオトープとは何ですかということを質問させていただきたいと思います。そのビオトープというのは、ビオトープは生き物の場所ということはわかっていますので、1足す1は2ということをお答えいただくというものではありません。2にするためにどのような考えがあるかということをお答えさせていただきたいなと思っています。

今、横浜の例をいたしましたけれども、やはり日本の国家戦略ということをお掲げまして、生物多様性が着々と進んでおりますが、世界もそれに負けず、いろんなところであります。小さな国として世界を見ました中に、地球大賞をもらっているのがどこだろうかと思ったら、ブータン。これは森林、緑が国の60%はあるということですね。だから、大体国の60%ぐらい緑があるということは大変豊かなものであるということをやっぴりしてありますので、そのようなブータンが地球大賞をもらっているというところはちょっと私もわからなかったんですけど、へえ、そういうところがこれからは世界からうらやましがられるような

国になるということではないだろうかな。だから、日本も国家の戦略としてこれをやっている。ことしは2010年、名古屋で大会があるということをお聞きいたしております。

るる申し上げましたけれども、まずもって私どもの学校関係、中学校でビオトープ、環境学習についてやっている中学校がございます。その内容をまず教えていただきたいと思えます。それが1点であります。

それから、これは人工的なものですが、本当に環境を維持するためにはいろいろなものがあるんですけど、そういうのに大変御尽力をいただいておりますのには、これは資格が要るわけで、ビオトープ管理士、これはアドバイザーとも言いますが、財団法人日本生態系協会が出しています。1級と2級とありますが、これはなかなか難しいもので、簡単にこの級は取れないわけですね。ビオトープの管理士を受験するためにはいろいろ条件がありますけれども、どういうふうなものの勉強をしておかないとこの試験が通らないのかと、ざっとしてみましたら、こういうものを知っておかないと通らないということがわかりました。エネルギーの勉強、資源学、土木工学、建築学、生物学、造園学、農学、林学、景観学、地形学、水文学、天文学、科学、地理学、歴史学、経済学、文学、芸術芸能まで知っておかないと、これがなかなか通らないということで、この資格を取ったならば、例えば、国の大きな公園をつくる場合に、入札の中にそういう人たちが入ったら、ぜひそれをやってくださいといって、この資格を持っていたらすごく有利なものにだんだんできておりますので、これはなかなか難しい問題でありますけれども、大川市のほうにもやはりおられたらとてもいいんじゃないだろうかなと思えますので、このような資格を持っている方が現在大川にいらっしゃるのか、それもわかりましたらぜひお聞かせ願いたいと思えます。

るる申し上げましたけれども、まず2つお尋ねいたします。それでは、よろしくお願いたします。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

先ほど第18回環境自治体会議「ちっこ会議」についてお話がございましたが、このちっこ会議につきましては、御案内のとおり、5月26日、27日、28日の3日間、筑後市、大川市、大木町の共同開催により実施したところであります。市民の皆様を初め、議員各位には大変お世話をかけました。この場をかりまして改めて御礼を申し上げます。

3日間の参加者は、全国からの参加者を含めまして延べ3,360人に上り、成功裏に終えることができたと考えております。これもひとえに、繰り返しになりますけれども、ボランティアの皆さんや市民の皆さん、そして関係者の皆さんの深い御理解と御協力のたまものと改めて感謝を申し上げます。御指摘の第18分科会、「環境支払い政策を地域からつくる」でも多くの皆様に御参加をいただき、各地から現状報告と活発な御議論をいただいたところであります。

ビオトープアドバイザーの認定者数についてのお尋ねであります。これはビオトープ管理士の認定者のことではあります。この試験は財団法人日本生態系協会の任意の認定試験でありまして、1級と2級の試験があるようでございます。認定者の数につきましては公表されておられません。毎年2,000人くらいの方が受験をされているということではあります。

本市での認定者がいらっしゃるかどうかというのは、ちょっとよく今のところはわかりません。今後そういう方がふえていけばいいなというふうに思っております。なかなか難しい試験のようでございますので、それぞれ、あるいは市の職員も勉強してこういう資格試験が取れば、より味のある環境政策が組めるんじゃないかというふうに思っておりますので、督励をしていきたいと思っております。

学校での環境学習につきましては、教育長より答弁させます。

議長（井口嘉生君）

教育長。

教育長（石橋良知君）（登壇）

学校でのビオトープづくりの取り組みを通しての環境学習についてお答えいたします。

ビオトープとは、生き物や生命を意味するギリシャ語の「バイオ」と、それから場所を意味する「トポス」とを合わせた言葉であると思っております。本来その地域にすむさまざまな野生の生物が生きることができる空間を意味するものととらえております。

そこで、このビオトープづくりは、子供たちが身近に生き物や自然に親しみ、自然の営みや仕組み、さらにはその保全、保護を図ることの重要性を学ぶ場、つまり学校における環境学習の場となる一つの方策だと考えております。

具体的には、平成17年度よりビオトープづくりに取り組みました大川東中学校を例に申し上げますと、当時、学校では生徒の実態から、生徒たちの周りの対象に対する関心のなさ、例えば、教室のいす、机の乱れに対しても無頓着、それから、ごみの放置、物の後始末の不

十分さ、さらには言葉、服装の乱れ、加えて相手のことを思いやれない子供の自分勝手な行動が目立つ状況の中、校内に自然空間のモデルを創造し、子供たちが身近な自然に親しむ機会をつくり、人と自然、人と環境のかかわりの中で、周りの人や環境への思いやり、優しさを生み出す感性豊かな人間形成を図ろうと進められてきたところであります。

具体的に申しますと、生徒会と先生が中心となり、それに賛同する生徒も加わり、また、保護者、おやじの会も参加し、一緒になってビオトープづくりが始まったのです。平成17年度から第1期自然環境としてのビオトープの池づくりを進め、中庭にもとからあった池を中心としたビオトープづくり、まず池の清掃から始め、木さくで池を囲い、小石を入れ、水生植物の植栽帯づくり、コイ、フナ、メダカ、エビなどの放流や池周辺の除草などの整備を行い、生徒と地域が一緒になって、学校での生き物が成育する環境づくりに取り組んでまいったところです。

また、平成21年度から新たにプール北側の幹線水路に面した場所に第2ビオトープの園づくりを進め、生徒会役員や運動部員が中心となって協力しながら、土運びや植栽、水路づくりを行い、ビオトープづくりを推進しているところです。そこに本年5月には環境ボランティア愛LOVEおおかわ、アクアリング委員会、大川未来塾の3グループの有志による大川ホテル再生プロジェクトのメンバーが幼稚園児と一緒にゲンジボタルの幼虫の放流を行い、環境保全や環境創造を具体的に実践する場となってきているところがございます。

このビオトープづくりの効果といたしましては、1に、生物がすみやすいように工夫を凝らすことで自然生態系の営みを再現することができたこと。2つに、どんな生き物が来るのか発見の喜びや生き物を呼ぶための工夫をして自然と積極的にかかわる体験ができています。3つ目に、四季折々の自然生態系に触れることで環境の変化に鋭敏になった。加えて、4つ目に班体制をつくり役割分担することで助け合いや他者への思いやりの大切さも学んだこと。さらに5つ目として、学校と地域が保護者と一体となって環境づくりにかかわることで人と自然との共生、さらには、人と人が一緒になって協力して働く大切さの共働の心も芽生えてきたところがございます。そして、何よりもこれらの体験を通して子供たちが心の居場所づくりや他者とのかかわり、思いやり、優しさを持つことの大切さを多く学んできたことで学校生活面で落ちつきが増し、周りへの心遣いもできるようになってきております。

このように、ビオトープづくりを通して自然や人間との相互かかわりの中で、子供たちが自然や環境に対して関心を持ち、感性を磨き、試行錯誤しながらも自然や社会の仕組み、働



きを認識し、自分は環境に対して自分なりの考え方や行い方を学び、環境を形成する役割を担う一人であるということを感じてきているところでもあります。このことは学校で実施しました生徒のアンケートの中に、「楽しく協力して活動ができた」、また「環境問題への興味や関心が高まった」等々からもうかがうことができます。

そのほか、各学校や幼稚園においても環境教育の内容の取り組みとして、学習におきます理科や社会科等の教科や道徳教育の中でも学習を進めておりますし、さらには総合的な学習の時間でテーマを設定した環境学習、例えば、三又小の「筑後川とわたしたちの暮らし」の川との共生のための環境づくり、木室小学校の「自然のめぐみを活かそう」の米づくり、宮前小学校の「花いっぱい運動」の住みよいまちづくりを設定しての体験活動、さらにはジャガイモづくり、タマネギづくり、米づくり等を通した農業の実習体験活動などを行って、自然環境に関心を持ち、自然の営みを感じて、それに対して自分はどうしていくことが大切かを学んでいるところでございます。

特に、米づくりの例で申し上げますと、昨年度、大野島小学校では、「育てて、料理して、いただいて、振り返る共有体験」をテーマに食育の実践発表会を行い、保護者や地域の農業者の方々などの協力を得ながら、野菜や古代米を育て収穫し、収穫したものを調理し、みんなでいただく取り組みを通して子供たちが自然に親しみ、野菜や稲は自然からの恵みを受けて成長していく様子などを学びながら、自然環境保全に関心を持つとともに、環境保全に対する態度を養う児童の育成を進めてきたところでございます。

さらに、地域と一体となった取り組みの例としまして、三又校区の6月の第2土曜日の全校児童と生徒とPTAとの大川クリーンアップ作戦、大川小校区での全校児童とライオンズクラブとPTA、学校支援環境ボランティア委員会の方々との一体となった地域美化活動、大川南中学校では生徒会役員と一般生徒と地域の方々による花火大会翌日の早朝から筑後川堤防周辺の清掃活動なども行われているところでございます。

以上、環境教育の取り組みについて一例を申し上げてきましたけれども、実際には一般の生活の中で、ごみの分別、家庭雑排水の流し方、地域での一斉美化運動などを通して市民の方々が相互に環境保全等に取り組んでおられると現状をとらえているところでございます。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

8番。

8 番（川野栄美子君）

それでは、自席から質問させていただきます。

まず、市長がお答えいただきました管理士の試験のことですけれども、これは試験を受けるためには、1級は100人中10人ぐらいしか通らないぐらいのなかなか難しいものがあるんですけど、その中に決められていまして、1級を取る場合には4年生大学卒業後7年以上の実務経験が必要であるとか、何かいろいろなものがあるんですね。その中に、実務体験をしなくちゃいけない中に、この大川市でも体験を歓迎するというふうなものはぜひやっていただきたいなと思って質問させていただいているんですけども、その中に、どういうところで皆さん実務を体験するのかと云ったら、環境N G Oなどにおける活動の経験とか、あるいは地域計画のプランニング、都市計画、農村計画、こういう中で活動して体験を積む。また、事業の基本構想、計画、設計、実務経験、これは計画管理士の受験の場合ですけれども。それから、施工管理士の受験もあって、土木工事や造園工事などの実務経験、こういうようなのは試験だけではなく経験も必要ということでありまして、やはり市長がおっしゃいましたように、市の職員の中からもこういう試験をぜひ私は取っていただきたいと思うわけです。そうすることによって、よりよい環境にプラスしたものができるとは思います。市長が今お答えになりました中に、そういうことも考えているというふうにおっしゃいましたけれども、そういう体験が必要というところで、例えば、そんなのを体験させていただきませんかというふうに学生さんあたりが来られたときの受け入れはよろしいのでしょうかね。

議長（井口嘉生君）

経営政策課長。

経営政策課長（木下修二君）

市の施設の中で体験学習、これをメインとした受け入れ、これは各職場でいろんな業務がありますけれども、市の主なものを申し上げますと、環境課の作業であったり、あるいは図書館での仕分け業務であったり、そういったものは現実的には即効性の部分と試行を要する部分とありますんですが、かみ合わせたもので可能な限り受け入れの方策は各職場で検討しながら、受け入れ先についてはよりいい方向でやっているつもりでございます。

議長（井口嘉生君）

8 番。

8 番（川野栄美子君）

じゃ、どうぞよろしく願いいたします。

一人でも多く管理士資格を取っていただきまして、取っていただきましたら、ある事業を入札する場合に、これを持っている方が入っておられるということだったら非常にそれがプラスに動いておりますので、私は市のほうもいずれ必要になるんじゃないだろうかと思いますので、御検討のほどをよろしく願いしておきます。受け入れのほうも、もしよろしいということでしたら、ぜひそれもいい方向に願いをいたします。

それでは、教育長、お答えいただきました学校ビオトープ、それから環境学習のことについても幅広くお答えいただいたんですけれども、今、教育長はこういうことがあっているということをお話しされて、ただ、メダカがいる、何がいるということではなく、教育長の言葉の中に、そういう子供たちの心もこれによって、ビオトープによって大変豊かになったということを説明していただいたわけなんですけれども、ビオトープがねらうところは、まさしくそういうところですね。ただ、環境でこういうふうな魚がふえましたよ、きれいでしょうというふうなものではなく、人間としてどういうふうな心が柔らかくなるか、生態系の魚を通じてするという、教育の本来持つ意味をしっかりとやっていただきました。

そこで、教育長に質問いたしますけれども、今、東中のところで、これは人工的なプールのところはビオトープをなされているんですけど、3つの団体のボランティアさんの協力によってできたということですが、ここの管理はだれがするんでしょうかね。

議長（井口嘉生君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

今現在つくり上げております内容につきましては、定期的につくられた方々も手伝っておりますけど、管理運営については学校が主体となって今進めているところでございます。

議長（井口嘉生君）

8番。

8番（川野栄美子君）

聞くところによりますとホタルの幼虫を入れてあって、ホタルが飛ぶといいねというふうな声も聞こえますけどですね、教育長も現場をお訪ねになられたみたいですが、私も行ってまいりまして、周りはクリークがあって、あのプールの後ろのほうに人工的なビオトープがあるというのは、なかなかわかりづらいところにあるわけですね。だから、ホタルが

飛ぶというのを見るというの、どこから見ればいいのかというようなところがあって、夜は恐らく学校はかぎがかかって入れないだろうと思うから、だから、どこが管理しているんですかというんですけれども、そういうところはお考えになっておられるのでしょうか。

例えば、ホタルが飛べば、昼間から光りはしませんし、暗くなってするんですけどね。でも、そういうふうにホタルが飛ぶという人工的なビオトープのところに地域の方が来るといったら門をあけないと、特に裏門あたりをあけないと入ってこられない。その付近はどのようにお話を学校関係はなさっておられるのでしょうか。

議長（井口嘉生君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

今御指摘されております内容につきましては、その時期が参りましたら多分その話し合いが出てまいりまして、一定期間そういう場、時間をつくると思います。実際に見学できるように。

一番今苦労しておりますのは、そのホタルの幼虫を入れますと、もう1つ、カワニナというえさになるのが非常に大切で、それをいかにして自然体系の中で育てていくかという面を苦労しているところでございます。実際のつくりは自然環境的につくっておりますけれども、これを自然の状態にするためには、もっともっと工夫する面があるんじゃないかと思います。それは子供たちが実際に自分たちで泥を運んで、石を小積んで、水が流れやすいように、そして、いつもきれいな水が流れるように工夫をしながらホタルの幼虫を入れ込んでおりますけれども、実際にそれになるえさの問題とか、それから実際に汚れた場合どうするか、雨が降った場合どうするか、いろんなことをここで学んでいくんじゃないかと思います。そして、実際にそれがふ化してホタルになりましたときには、ぜひ一緒になってその期間を見つけて、実際に自然の喜びを味わいながら、見る時期というものも話し合っていくんじゃないかと思っております。

おっしゃいますように、環境的で一番大切なのは、自然復元をどうしていくか、そして、さらには教育的な意義としましては、その自然との触れ合いを通して生物同士のつながり、そういうものを学んでいくところに私は大きな教育的意義があるんじゃないかと。したがって、ビオトープづくりというのは環境的な意義と教育的意義、2つを含んでいる内容があるんじゃないかと思っております。

議員御指摘のとおり、ぜひそういう乱舞している状態を見たいものだと楽しみにしているところで、子供たちもそういう意識が多分高まっているんじゃないかと思っております。

議長（井口嘉生君）

8番。

8番（川野栄美子君）

ありがとうございました。

ホタルを飛ばすためには、今えさが必要と教育長おっしゃいましたが、全くそういうことです。だから、美しいものを見るためには、そんなに簡単に美しいものは見られないということをお反対に学ぶことがとても大切じゃないだろうかと思っております。そのためには水の問題とか、そこにホタルの幼虫をぽっと置いたからといって、それはなかなかならないというようなものですね。だから、自然というものは一たん壊されたら、もとに戻すためにはどんなに大変な思いをしなくちゃいけないかということをおビオトープで学ぶということが、最も大切な学校ビオトープではないだろうかと思っております。そういうことで、ホタルが飛んで、きれいな光を放って、見ることによって、この美しい光を来年も見たいから今度は何をしなくちゃいけないかということがとても私は大事と思し、教育長もその理念はきちんと持っていらっしゃって、多分その中の校長先生初め、学校の先生たち、それから3つの団体さんも十分その付近はわかっていらっしゃるだろうと思っております。

最近よく耳にしますのは、例えば、メダカの池にしよう、トンボの池にしようといったら、その付近の関係の、例えば、メダカをお金で買ってきて、ぽっとその池に放してビオトープするというふうなものも最近でははやっているみたいですが、これは簡単であるけれども、すぐ終わってしまう。だから、ずっと続けるということはどんなに難しいことかということをお学んでいただくということがとても大事と思っております。

そこで、教育長に1つ提案がございますけれども、この提案にまた御意見がございましたら言っていただきたいと思っております。そのビオトープだけ、例えば、ホタルだけだったらそれで終わってしまいますけれども、この中に、私が見ました中に、ああ、これは本当にいいなと思うのは、ビオトープを学校の宝物にしませんかという発想なんです。何を発想するのかといったら、自然というものは毎年毎年違ってくる中にいろいろな学校行事があります。春は入学式、それから遠足というふうなものがありまして、日にちを毎年毎年決めまして、その付近に、春の遠足のときに本当に桜が満開だったのか散っていたのかとか、そういうもの。

それから、運動会のときにはどういう虫がいたのかというふうなものを毎年毎年観察、それから見ることによって、その自然体系が非常に変わってきている、よくなってきているというのがわかる。そういうものを本気になって伝えてくれるのは、私はむしろこの大川の中では学校ではないかと思うわけです。だから、学校のビオトープを通じて環境学、それを市民の皆さんに本当に知らせていただく。

遠足に行く道中に、例えば、ここの草むらのところに去年行ったときにはたくさんのコオロギがいたけど、テントウムシがいたけど、今はいないとか、そういうものを毎年毎年繰り返して、10年たったら本当にこの大川市はどのような環境の変化に遭っているんだろうというふうに同じところを、例えば、学校の運動場でも草がたくさん生えているところがあります。でも、その草を全部刈らず1カ所だけ残して、そこをやっぱり観察してみるということはとても大事。草刈ったとを干して木の周りに置いていたら、この木の周りにどういうものが来るんだろうといったら、学校全体が環境のビオトープになるというわけです。だから、ビオトープを言っているのは、多分その池だけではありませんよ。いろんなものを全部含めましたビオトープというものが今からとても必要になるということでもありますので、私は学校に期待するのはそういうものをぜひ期待したいと思いますけれども、少々厚かましい提案にはなりますけれども、学校はそういう時間はないというふうなお返事が来るのではないだろうかなと思って、そういうものを含めましての意味も込めまして、ちょっとよろしかったらお答えをお願いしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

今、川野議員御指摘のとおり、日本は非常に恵まれておりますですね。四季がありますから、その四季の移り変わりによって自然の変化というのを見取ることができます。今、実際にビオトープといっても、つくられたビオトープじゃなくて、森林とか、それから沼、水辺、雑木林、水田、これも全部ビオトープでございます。もっと大きく言えば、大川市全体ビオトープでございます。

同じようなことを言っていると思いますけれども、そのビオトープを通しながらどういう心をつくっていくかといいますと、やはりおっしゃいますように、ことしはこうだったけど、次はこうなっているという興味、関心と感性を磨いていくというのは非常に大切じゃないか

と思っています。まず感性を磨いていきまして、ああ、こんなになっているんだと次は認識ですけれども、感性の後には今度認識して、じゃ、これではいけないと。これは何とかもとに戻していかなくちゃいけないし、こんなことをすると自然が崩れるからだめだと、そういう認識。そして、それに対して今度は実践行動をする。やはりこの流れがビオトープの一番意味するところだと思っています。

そういう意味で、子供たちは敏感です。我々が考えている以上に敏感です。去年はこんな動物がいっぱいいたけど、ことしはいない、なぜだろう。ああ、あのときにいっぱい消毒をしてあったからかなと。これは特に小さい子供たち、幼児の子供たちなんかはもっと感覚が鋭い。これくらいの田んぼの中にいっぱいカエルがいたけど、ことしは鳴かないとか、もう最初からそういう目で見えていっていますし、それから稲の大きくなりぐあいとか、それも全部天候とかいろんなものを考えながらやっておりますので、子供たちに学ぶ面も大人はあるんじゃないかと。環境に対する意識というのは、子供たちが本当にすばらしい感性を持っております。そういうような御意見と同じように、私もぜひそういうのは進めていかなくちゃならないというふうに思っているところでございます。

議長（井口嘉生君）

8番。

8番（川野栄美子君）

ありがとうございました。学校教育に非常に期待をいたしております。

やはり教育長がおっしゃいましたように、ビオトープは大川市全体を意味するものがビオトープとしますので、どうぞよろしく願いいたします。

学校のビオトープの中にですね、やはり先ほど教育長は生物は理科の教材になるというふうにお答えいただきました。でも、このビオトープを理科の教材だけではなく、いろんなものに応用しますと、ここの青空で学校ができるんじゃないだろうかと、それを実践しているところがありました。私はこれを見まして、ああ、なるほど、こういうふうにして学校で、青空で授業ができるんだなということを見ましたので、参考になるかと思っておりますので、聞いていただきたいと思っております。

どういうものに応用しているのかといたら、まずは生物を見つける目とか、それから直感性をやはり養うことができる。これはすばらしいものがビオトープでは効果が上がっているということ、データとして出ておりました。それから、国語の教材になる。いろんなもの

を書く場合には感性が豊かだから、あのときはどうだったと、書きなさいじゃなく、自分からこう書きたいというふうに文字が出てくる。国語の教材になる。それから、魚などを見る場合に美術的なものになる。それから、家庭科の応用になる。面積などを計算するのに数学の応用になる。それから、英語で生物の名前を言う場合には英語の授業になる。青空の下で学ぶことは、学習効果が大であるということでもあります。それから、自分の足や目で、五感をフルに使ったのは感性を磨く効果があるということです。それから、農地とか機能を持たせるならば、食料生産や体験も養うことができる効果があるということです。それから、一番ビオトープの中でよく知っておかなくちゃならないのは、環境問題が、ビオトープが余りスムーズにいくと、簡単に自然はこんなふうに直るということを知りたくないので、むしろホテルなどもさっといかずに、大変な思いで飛んでいくというふうなものが、とても学校の教育には重要だったということの結果として出ておりますので、これは参考にさせていただきたいと思います。

ここの中に書いてある言葉がちょっと印象的でしたので、教育長も教育に関するとき、ぜひ子供たちにお話ししてあげていただけたらと思います。

人間が近くの川にも、クリークも原っぱにも立ち寄りにくくなったことを反省して、学校ビオトープで学生に学ばせることがいかに大切であったということを私たちは学びましたと、ある団体は言っています。学校ビオトープは地域、自然に目を向けることのきっかけの場である、これがとても大事。ビオトープは、トンボとかいろいろありますけど、そういうことじゃなく、地域の自然に目を向ける、そのきっかけの場になるということがビオトープのとても大事なところであるということの、これの文章の1カ所だけ見まして、今まで何かいろいろ難しいことを言ってきましたけど、ああ、これなのか、これがビオトープなのかということ、私はいろいろ勉強する中にすんと胸に落ちるところがありましたので、これだけをちょっと述べさせていただきました。

それでは、クリーク課につきましてお尋ねしたいと思います。

ビオトープは大川市全体のものということで、クリークもこの大川の特徴であります。まずお尋ねしたいのは、クリークはだれのものかと、クリークの所有権であります。クリークはだれが使うのか、クリークはだれのものか、所有権と使用权ですね。クリークはだれが使うのか。済みませんが、この2つをお答え願えませんか。

議長（井口嘉生君）



クリーク課長。

クリーク課長（田中美俊君）

現在、クリークにつきましては、大正11年3月28日に無代下付の許可を受けまして無償譲渡をされまして大川市に贈与されたものでございまして、現在、大川市のものでございます。

使用につきましては、大川市民皆さんが大事に使っていただきまして、農業用水、また防火用水等に皆さんで力を合わせて使っていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

8番。

8番（川野栄美子君）

もう一度聞きますけど、だれが使うのかというのは、クリークは大川市のものおっしゃいましたが、そうですね。はい、わかりました。

このクリークを調べてみますと、明治時代に廃藩置県の後にはクリークをだれの財産にするのかということを決める中に、佐賀県あたりは当時財力がなかったので、国のものとしておりますね。福岡県は比較的財力があつたので、市町村の財産というふうになっております。だから、そこによっていろいろこれがあるんだということをちょっと私も知ったんですけど。

じゃ、クリークの所有をする大川市の中で、大川市の条例の中には環境に関する制定はありましたでしょうかね。

議長（井口嘉生君）

クリーク課長。

クリーク課長（田中美俊君）

水路条例によりますと、とにかく水路を汚さない、埋めないというようなことを書いております。しかし、環境についてのことは記述しておりません。

議長（井口嘉生君）

8番。

8番（川野栄美子君）

これを調べてみますとなかなか難しく、私もちょっと頭の整理するのがなかなか難しかったですけどですね。柳川はクリークのことを掘り割りと言って、観光として掘り割りを

しておりますけれども、市としての条例の中には柳川は環境に配慮するよという規定は全くありません。柳川はありませんでした。あれだけ掘り割りとか環境とか言っているのに、あそこはあるだろうと思いましたが、全くそれはありませんでした。

ただし、よく見てみますと、柳川市生活排水対策要綱の中に、平成17年3月21日にされたのを見ておりますと、第1条の中に、云々と書いている中に、「市民の生活環境の確保に資することを目的とする。」ということであります。「公共用水域の水質を保全する上において」と書いてありますので、そういうものが生活環境だから、そういうことで環境に配慮しているということでもありますけれども、環境というような条例とかそういうのは全くありませんし、うちもそういうふうな柳川と似たような感じでいいというふうに思っていてよろしいのでしょうか。

議長（井口嘉生君）

クリーク課長。

クリーク課長（田中美俊君）

大川市用排水路管理条例の目的につきましては、第1条で「この条例は、用排水路の適正な管理を行い公共の福祉に資することを目的とする。」と。禁止事項で、第4条では「水路を損傷すること。」「水路に土、石、竹木、ごみ、汚泥その他の物を投棄すること。」「水路の埋立て及び付替工事をすること。」「その他水路の管理上支障のある行為をすること。」につきましては禁止事項でうたっているところでございます。大川市も柳川市と同じような考え方でいいかと思えます。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

8番。

8番（川野栄美子君）

クリーク課長になぜこういうふうな難しいものを言うかといいますと、クリークもビオトープの一部で使っているのかということをするためには、こういうことをやっぱり知っておかないとなかなか使われませんから、そういうことをお聞きしているんですけど、そうしましたら、クリークもビオトープの一つに使用することができるということになるのでしょうか。

議長（井口嘉生君）

クリーク課長。

クリーク課長（田中美俊君）

むやみやたらに形状を変えなければ、ビオトープとして使用して結構かと思います。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

8番。

8番（川野栄美子君）

ありがとうございました。農業水産課にもちょっとお尋ねいたします。

水田はビオトープの対象にできますでしょうか。

議長（井口嘉生君）

農業水産課長。

農業水産課長（添島清美君）

私もビオトープは水田が一番該当するのではないかと考えております。

議長（井口嘉生君）

8番。

8番（川野栄美子君）

環境課にお尋ねいたします。

生物多様性というものが国家戦略でありますけど、環境課としては、国から下に下がってきておりますものに対して、今どのような名前で、これからどのようにしていくのかというようなものが本当に来ているのか来ていないのか、そういうふうなものをちょっとお願いいたします。

議長（井口嘉生君）

環境課長。

環境課長（宮崎幹男君）

環境課では、ことしの3月19日に南筑後地域自然共生連絡協議会というのが設置をされております。この目的は、今議員御指摘のビオトープに関するものが主でございます。この加盟団体は、南筑後地域にあります8自治体と5関係機関でございます、合わせて13の機関、自治体で構成をされているということでございます。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

8番。

8番（川野栄美子君）

ありがとうございました。そう考えますと、学校の教育から大川市全体でビオトープのまちづくりができるというふうなお答えをいただいたような感じがいたします。

それでは、時間を1時間ぐらいと予定しておりましたので、間もなく1時間ぐらいになりますので、市長にお尋ねいたします。

もろもろ言ってまいりましたけれども、市長はこの大川市、いろんなビオトープができると思いますが、市長にとってビオトープとは何ですか。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

ちょっと議論を整理させていただきますけれども、もともとビオトープというのは、ちょっと難しい言葉ですけど、擬似自然と訳しているんですね。つまり本来そこにあった自然環境、これがやむを得ない開発事業等において消滅をする。そういう場合に、そのままがいいのかということで、パーフェクトにもとの自然環境、まさに生態系をすべて再生するということはなかなか難しい面もあるけれども、できるだけそれに近いものをつくってしまおうというのが、そもそもビオトープの発想の基本にある考え方。

ビオトープというこの文字も、語源はラテン語かもしれませんが、ドイツ語なんですね。ドイツでこの概念が具体的に政策として始められて、具体の形となっている、そういうことでありますので、その基本のところは抑えておく必要があると。その上に立って、このあたりのもとの自然環境がどうあったのか、クリークの、あるいは水田の。そういったところで、どの程度、あるいはどれくらいもとの自然環境に戻せるかというのが一つの政策といえますか、施策の方向だろうと思いますが、その中で、例えば全部とは、これは水田なんかの場合には生活のなりわいの場所ですから、農薬を使うなど、全部使うなどというわけにもいきませんが、部分的に農家の協力を得るなり、あるいは休耕田を使って、かつての農薬を使っていなかった水田の生き物をそこで再生していくと、これは非常に有意義なことだろうと思います。

それから、クリークにつきましては、これを軽い意味でのビオトープといえ、それはそ

れでいいと思うんですけども、本来、かつて、例えば昭和20年代、あるいはそれ以前、このあたりのクリークにはどういう生き物がすんでいて、それが今どうなっているかと。できるだけある一部を昭和初期の本来のこの地域のクリークの生態系に戻していこうという場合には、やはりこれはエリアを区切ったりしてなかなか難しい面もあると思いますけれども、できるだけそれに近づけることによって学習の場にしたり、あるいはみずからのふるさとに対して誇りを持つ、そのよすがにしていって、こういうことはいろんな面で非常に重要だと思っておりますので、そういう意味で政策的にこれを進めていくというのは意味のあることだというふうに思います。

議長（井口嘉生君）

8番。

8番（川野栄美子君）

市長おっしゃいましたが、本当に日本が高度成長でいろいろなものを崩して行って、もとのものがなくなったから、これは大変だというようなものをしたということは間違いないんですけど、まだこの大川にはそのような自然が残っていますけれども、それでも昔からあったものがすごく崩れてきているということは間違いないような感じがいたします。このビオトープをやはり政策の中に入れながら住みよいまちにするということは、行政のとても大事なところだろうと思います。市長の意見として今おっしゃいましたけど、全くそのとおりだと思います。

それでは、教育長、ビオトープとは教育者としてどのようにお考えでございましょうか。

議長（井口嘉生君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

るる申し上げてきたとおりに、学校の現場でやっておりますのは、環境的な意義は自然復元であると申し上げました。同じように、教育的な意義としましては、自然との触れ合いを通して生き物同士のつながり、さらには自然観、自分たちと同じ生命を持っているんだと、そういうようなお互いのかかわり合いといいますが、そういうものを培っていく場として非常に大切なものだと考えております。

議長（井口嘉生君）

8番。

8 番（川野栄美子君）

ありがとうございました。

きょう一般質問で一番申し上げたかったのは、ビオトープをつくるということ、つくらないということも一つの問題であるかと思いますが、やはり行政と、それから市民が環境問題のことについて、例えば、ビオトープの一つでもいいんですけど、それに向かい合って、本当にこれを道具として、私どものまちはどのようなまちにしていくのか、そういう環境問題と自然に接するための道具の一つとしてビオトープがその仲介役をするなら、私はこんなにすばらしいまちになるのではないだろうかという希望も込めまして、ビオトープの一般質問をしたわけであります。

ただし、これに私もかわりまして、これは大変なこと、この環境のものをするには、かなりいろんなものを知っておかないと、法律的なもの、それから何ととっても、本当にそれをやろうとするようなボランティアがかなりしないと管理はできないということもありますので、簡単ではないということはこの一般質問をするに当たって十分勉強させていただきました。

もっとこのビオトープを学校だけではなく、やっぱり身近なところで、学校の隔離されたようなところではなくて、本当に自然の中で一つぐらいつくるということは、とても今から大事になってくるんじゃないだろうかと思いますので、そういうようなところも踏まえまして、ぜひ国家戦略としております多様性、いろんな生き物がこの大川にもすめるようなまちづくりとして、市長初め、ぜひ頑張ってくださいと思います。市長、一言どうぞ。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

生物多様性条約の受け皿は、種の保存法というがっちりとした法律がありまして、それ以外に自然環境保全法でありますとか自然公園法と、そういった幾つかの関連法令がいわば有機的につながって日本の生物の多様性を維持していくというようなことであります。

よくテレビで言われておりますけれども、この多様性が失われることによる、いわば人類の損失というのはなかなか目に見えないんだけど、巨大な損失があっているということは言われておりますし、そういう方面を研究されている経済学の先生方もたくさんいらっしゃいます。国家の、あるいは地球全体のためにも、やっぱり生物の多様性を維持していくと

いうことはとても大切なことであるし、まさに人類存亡にかかっていると言っても過言でないかもしれません。

その中で、大川市なりでどれだけの種の多様性が維持できるか、これはまさに今言いましたように、ビオトープをどうやって使っていくか、そういったことも一つの手段になっていくんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（井口嘉生君）

8 番。

8 番（川野栄美子君）

ありがとうございました。さらなる環境のまち、「川郷おおかわ」として発展していくことを、末席からでございますが、祈っております。

以上でございます。終わらせていただきます。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻は14時20分といたします。よろしく願いいたします。

午後 2 時 5 分 休憩

午後 2 時 20 分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、2 番 箴島かおる君。

2 番（箴島かおる君）（登壇）

皆様こんにちは。議席番号 2 番の箴島かおるでございます。通告に従いまして有明海沿岸道路へのアクセス道路である堤上野線とそれに接続している小保酒見線道路改修工事の進捗状況と大川市の市立幼稚園の運営について質問をさせていただきます。

有明海沿岸道路のアクセス道路である堤上野線は、大川市街地を取り巻く西側の環状線として大川の都市計画道路として、現在大川中央インターからハローワーク前を通過して県道小保酒見線と交差するところまでは既に完成して供用されておりますが、それから先についての整備計画についてお尋ねをさせていただきます。

堤上野線が県道水田大川線、いわゆる若津新道までの延長が完成すれば、大川市のランドマークとも言える有力な観光資源である筑後川昇開橋へのアクセスも格段に容易になると思います。

筑後川昇開橋につきましては、現在、約240,000千円もかけた大規模な保存修理工事がなされておりますが、ことしじゅうには化粧直しをした優雅な筑後川昇開橋がお披露目できると聞いております。有明海沿岸道路を經由しての昇開橋へのアクセスが容易になれば、柳川からの観光客の回遊も大いに期待できると思います。

有明海沿岸道路のアクセス道路である堤上野線の延長は、大川市の第5次総合計画の施策の基本目標の1つである「大川市を元気にするにぎわいづくり」の中にある回遊性創出による魅力ある観光の振興にも合致する施策でもあります。そのような意味からも計画の早急な実現を望みます。

堤上野線の今後については、既に昨年6月の定例議会において石橋忠敏議員からの質問に対して市長から小保の踏切跡地から花宗川を横断し、若津の県道水田大川線、いわゆる若津新道に至る延長約500メートルの区間については、今後4年程度の計画年で完成を目指しているとの御答弁が既にあります。

しかしながら、現況を見聞きしておりますと、果たして今後3年間で堤上野線の若津新道までの延長工事が完成するのか疑問を感じておりますので、改めてその進捗状況をお伺いします。

次に、幼稚園の運営について伺います。

現在、大川市では公立幼稚園が1園、私立幼稚園が5園の合計6園があります。平成15年3月の大川市行政改革推進委員会より市長に対して行政改革の推進についての答申が行われ、その中で市立幼稚園の問題が取り上げられ、なぜ市立でなければならないのかを改めて問い直され、市立幼稚園が目的とするところが民間でも可能であるならば民間委託してコスト削減を図ることとの提言がなされております。

それを受けて、平成16年1月に教育委員会に公立幼稚園問題検討委員会が設置され、平成16年8月に今後における市立幼稚園の運営についての答申がなされ、行政改革を推進するために市立幼稚園4園体制を見直し、4園のうち1園だけを存続し、3園については平成19年3月をもって当分の間休園するとの答申を受けて、東大川、川口、大野島の市立幼稚園3園が休園となり、平成19年9月に大川市立幼稚園設置条例が改正され、休園していた3園が廃



園となり現在に至っております。

また、同じ公立幼稚園検討委員会の答申の中に、国における幼児教育再編の動向を見きわめて、5年後をめどに市立幼稚園の存続の是非について抜本的な検討を行うとあります。

私には、平成16年8月の今後における市立幼稚園の運営についての答申を読む限りにおいては木室幼稚園の1園を市立幼稚園として存続させた理由が理解できません。私は大川市の公立幼稚園は、大川市だけではないと思いますが、戦後のベビーブームによる幼児数の増加と幼児教育への住民の要望の高まりから、私立幼稚園だけではその要望を賄い切れずに公立幼稚園が設立されたものと理解しております。

しかしながら、近年の出生者数の減少は著しく、大川市が発表した統計年報によれば平成4年に426人あった大川市の出生者数は平成21年度では240人となっております。私は戦後のベビーブームの生まれですが、当時の大川小学校の同級生だけで600名からいたことから大川市全体での出生者数は恐らく1,000名を超えていたものと思います。このような大幅な幼児数の減少からすれば大川市では公立幼稚園の存続理由は既になくなってしまったのではないのでしょうか。

平成16年8月の今後における市立幼稚園の運営についての答申においても私立幼稚園5園の定員に対する充足率も50%程度に減少していると指摘しています。平成16年度の時点で市立、私立幼稚園ともに入園児充足率が50%を下回り、幼稚園運営に支障を来している現状において市立幼稚園が私立幼稚園経営を圧迫しているとするれば、市の行政改革の推進、民間活力の振興という意味から市立幼稚園の運営を今後どうしていくかぎりぎりの判断を迫られていると言わざるを得ないと、教育委員会に設置された公立幼稚園問題検討委員会が提出した答申で述べております。

そのような中で、なぜ市立でなければならぬのか、市立幼稚園が目的とするところが民間でも可能であるならば、民間委託してコスト削減を図ることとした平成15年3月の大川市行政改革推進委員会の提言を受けても、なお木室幼稚園を市立幼稚園として存続させた経緯をお示しいただくとともに、少なくとも5年後をめどに市立幼稚園の存続の是非について抜本的な検討を行うと答申にありますので、答申から5年以上を経過した今、木室幼稚園の運営についてどのようなお考えか所信をお聞かせください。

あとは御回答いただきまして、自席にて質問させていただきます。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

まず、堤上野線ではありますが、当該路線は有明海沿岸道路の大川中央インターと小保地区、向島地区を結ぶ道路として花宗川を越え県道水田大川線　いわゆる若津新道までの開通に向け平成15年度から県事業として整備が進められております。

その進捗状況ではありますが、現在、小保地区と向島地区での用地取得が精力的に進められておりまして、堤上野線本線の用地買収については小保地区が13件、向島地区が18件の全31件のうち、これまでに17件が契約済みであり、残り小保地区4件、向島地区10件の計14件について逐次用地交渉を進めております。全体の完成は平成25年度目標としており、今後とも県と市が協力をして事業の推進を図ってまいります。

幼稚園の運営につきましては、教育長より答弁いたします。

議長（井口嘉生君）

教育長。

教育長（石橋良知君）（登壇）

次に、幼稚園の運営についてお答えいたします。

まず、木室幼稚園が存続した経緯についてですが、戦後ベビーブームによる幼児教育への高まりを背景に私立幼稚園だけでは園児たちを賄い切れないことから昭和29年に大野島幼稚園が校区立として開園されたのを初めに、ほかに校区立3園が設立され、私立5園と本市の幼児教育を担ってきたところであります。その後、行政改革の推進を図るため、平成19年4月より木室幼稚園を残し、東大川、川口、大野島の3園を休園し、その後、その3園を廃園するに至ったところであります。

市立幼稚園1園のみに至ったのは、公立幼稚園として幼児教育の公的教育機関としての役割を図るとともに市立幼稚園の教育方針を希望する父母の存在など幼児教育への保護者の多様化する要望にこたえるための選択肢の一つとして市立幼稚園のうち1園だけを存続することになりました。

また、木室幼稚園の存続理由は、地理的位置や将来を含めた通園のための道路事情、園舎の老朽化の状況、幼稚園、保育園を含めた隣接する他の幼児教育機関の配置状況などにより決定されてきたところであります。

その後、平成21年度において木室幼稚園の今後のあり方について教育委員会内部、さらに

は教育委員会会議、さらに経営政策会議等で検討を行い、平成18年度の教育基本法で幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものと位置づけられ、また学校教育法では幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの云々とし、幼児教育の重要性をあらわしているように、その幼児教育の重要性にかんがみ、当面、園児の動向を見きわめながら現行どおり運営することとし、引き続き幼児教育に係る市全体のリーダー的役割を強化するとともに、その中心的な役割を担っていく等も課題として上がったところであります。

次に、近隣市町村の公立幼稚園の現状についてですが、県南地区では大川市と小郡市の2市が公立幼稚園を持っており、県内全体では福岡市、北九州市を初め9市12町が公立幼稚園を持っていることになっております。

次に、私立幼稚園の必要性についてですが、幼稚園は教育基本法、学校法、幼稚園教育要領に基づいて幼児教育が行われ、教育の基本は同じととらえております。

私立幼稚園においては、設立者の建学の精神や園ごとの理念に基づいてそれぞれ園の特色を打ち出して幼児教育を進められていると考えております。

公立の木室幼稚園では、幼児の健やかな成長のため適当な環境を与え、幼児の自発的、自主的な活動として遊びや体験活動を通して保育を行いながら学力の基礎となる基本的な生活習慣の育成や心身の健康づくり、自分で考える力、人間関係づくり、感性の育成に重点を置いて幼児教育を進めているところでございます。

ところで、今、近年の子供たちの世代の現状を見ても、少子化、核家族化、情報化等により幼児を取り巻くさまざまな環境の変化や家庭、地域社会の教育力の低下が指摘される中であって、幼児教育関係者の努力にもかかわらず、子供たちの育ちが何かおかしいとの意見が多く、幼児教育の今日的課題となっていることは議員も御案内のことと思います。

その今日的課題を洗い出してみますと、1つに基本的な生活習慣の欠如、2つ目にコミュニケーション能力の不足、3つ目に自制心や規範意識の欠如、4つ目に運動能力の低下、さらに小学校生活への不適應、学びに対する意欲、関心の低下などが上げられます。まさに幼児期は心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、道徳性の芽生えや知的好奇心も旺盛に働く時期であります。この幼児期の重要性から今後、幼児教育の推進に関する施策を効果的に推進していくことが大切であると考えていますし、大川市幼児教育検討委員会 仮称でございませけれども、幼児教育検討委員会を立ち上げ、大川市幼児教育指針及び大川市幼児教育振興プログラムの策定を図ってい

かなくはないと考えているところであります。

その内容といたしましては、1つに幼稚園、保育園における幼児教育のさらなる充実を図るとともに幼稚園と保育園との連携推進に関する事、2つ目に現在、大川市が進めております保幼小中連携教育を通してゼロ歳から15歳まで学びや発達の連続性の幼児教育と小学校教育との接続、連携を踏まえた幼児教育の充実に関する事、3つ目に市内幼稚園教員、保育所の保育士の職員研修を充実させ、幼稚園教員、保育園保育士の資質及び専門性の向上に関する事、4つ目に幼稚園、保育園が地域の幼児教育の拠点としての役割を果たすよう大川市の幼児及び保護者に対する子育て支援事業のさらなる推進を図ることに関する事、5つ目に特別な支援が必要な子供により積極的に専門性が高い支援を行うため、早期に発見し、早期からの支援、推進に関する事、などの教育環境を整備し、幼児教育の振興を図っていききたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

2番。

2番（笹島かおる君）

私が昨年、既に市長の御答弁があった堤上野線の延長工事について改めて質問させていただいたのは、地域住民の方からの相談があったからです。いわゆる若津新道までの延長計画の中で計画図面上では自分の居住地がその中に入っているにもかかわらず、数年前の住民説明会で話を聞いただけで、その後、市や県からの何のアプローチもないのでどうなっているのか、近所の人には既に用地買収の契約を済ませて引っ越しの準備を始めているという話を聞くにつけて、二、三年後には立ち退かねばならないかもしれないのに市や県から何も言っていない、うちから代替地を探そうにもお金もないし、どうしたものでしょうかと、本当にあと数年のうちに道路ができるのですかという話をつい1カ月ほど前に聞いたからです。

予算の裏づけもなしに用地の収用交渉ができないのはわかりますが、一部では既に用地の収用交渉が成立したとの確認もしておりますが、一方ではまだ一度も正式な折衝が行われていないというのでは、大川市はここ数年の間に工事を完成させるつもりはないのではと思っ  
てしまい質問した次第です。

工事そのものは県の管轄の工事ですし、大川市の意向だけではいかんともしがたいとは思いますが、県のほうは大川市の意向次第でいつでも工事にかかれるとの話も未確認ですが聞

いております。県道といえどもその用地収用については大川市もかかわることですし、このようなことでは住民の反感から用地収用に手間取り、完成がおくれてしまうことも考えられます。関係住民の不安を和らげるような対策をぜひともお願いします。

堤上野線の延長については現在のところ、若津新道までの計画は先ほど市長からお答えしていただきました、平成25年ごろまでにはというお答えをいただきましたが、国道208号線までの延長計画はどのようになっているのか、お尋ねします。

208号線に接続できれば、市内の中央部である中原交差点付近を中心に国道208号線の渋滞が常態化しておりますので、その渋滞解消の効果も大いに期待できると思いますので、早急を実現してもらいたいのが市民の願いだと思います。財政面での問題があるかとは思いますが、ぜひとも早急を実現すべきだと私は考えております。

昨年の6月の定例会で石橋忠敏議員に対するお答えの中で、市長は208号線までのタッチについては何年何月までといった明確な計画は持っていないが、おおよそのところは持っているので、担当課長より説明させるとの旨の御答弁がございましたが、その後のやりとりの経緯で結局はそのときには説明がございませんでしたので、堤上野線の国道208号線への接続についておおよそのところで結構ですので、改めて説明ください。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

まず、関係者の皆様には大変、事業がおくれておりまして御心配をかけていることをおわび申し上げます。

実は、昨年の段階ですと、その後何の音さたもないという御意見もございましたので、残りの地権者の方全員には現状の説明とこれからの大まかな流れということで関係者全員に、たしか1件1件、御説明に伺っていると思います。

それで、もちろん前回の市長の答弁にありましたように、現在も25年度の完成に向けて県とともに頑張っているところでございます。

それから、枝線になります小保酒見線につきましても、私どもも当初3月末を目標にということで聞いておりましたけれども、こちらのほうも電柱移転の関係とか諸般の事情で現在も工事がおくれておりまして大変御迷惑をおかけしているところでございます。今後できるだけ早く完成いたすよう市も頑張っていきたいと思っております。

それから、もう1点の若津新茶屋線から国道208号線までの工事の延伸でございますが、前回の市長の答弁でもございましたように、まずは若津新道までに全力を傾けると、そしてその後順次、次の路線にかかっていけるように段階的に整備を進めていくということでお答えしておりますし、現在もその考えに全く変更はございません。

まず、若津新道から208号線までの事業主体がはっきり県ということがまだ確定がしてありません。それは、先ほど言いましたように、現在の工事をまず進めていただきたいということで、その終着が見えてまいりましたら引き続き間があかないような形で県のほうに次の事業のお願いをしたいと考えております。また、事業着手後、こちらのほうでも今のところもう7年目にかかって、あと3年ですから10年近くかかっておりますので、やはりそれから先についても着手後5年から10年程度ということになるかと思えます。現時点ではそういう程度の情報しかございません。

以上です。

議長（井口嘉生君）

2番。

2番（箴島かおる君）

昨年の石橋議員の質問の中にそういった答弁漏れがあったががあった分をきょう聞かせていただきましたけど、25年の完成というのを再度言っていただきまして、これを皆さんにしっかりと伝えることができますと思います。それに向けて早目につくっていただきたいと思うし、それから先ほど208号線のほうも、それが完成してから早くつなげたい。それは県との交渉があるということでしたので、ぜひそれは実現していただきたいと思っております。それは一番、そこも208号線につなげることによって随分渋滞が解消されるようになりましてスムーズな運行ができると思いますので、ぜひそれは県のほうにもしっかり交渉していただいてやっていただきたいと思えます。費用対効果も高いと聞いておりますので、早急な実現に向けてなお一層の努力をお願いいたします。

今さっき、ついでに小保酒見線のことも言うていただきましたけれども、再度聞かせていただきますが、小保酒見線の完成が遅くなったということで小保酒見線の分は電柱の移転とかということだったんですけれども、私はそれだけじゃないだろうと思って質問させていただいたんですけど、小保酒見線　いわゆる駅前通りですが、旧大川駅前でL字型に曲がる部分をショートカットする形で旧江頭木材入り口付近から旧小保踏切までの200メートル足

らずの区間の道路改良工事がなされておりますが、堤上野線との交差するところで目測ですが40センチ以上の段差がありますよね。近所の人たちの間では設計ミスではないかとささやかれております。私も現場を見てまいりましたが、工事現場の看板では工事期間は6月18日までとなっております。この6月議会の最終日までの期間の期日が上がっておりますね。このまま完成で道路として開通するのであれば危険だと感じました。あえて考えれば、片道2車線の道路の交差するのだから事故があれば大事故につながりかねないから通行車両を減速させるために意図的に大きな段差をつけてあるのかとも思いましたが、交差点には信号も設置されており、青信号でも一たん停止状態で通行しなければならないのはどうしても無理があります。小保酒見線は県道でもあり大川市の管轄工事ではないのでお答えしにくいでしょうけれども、大川市でも部分的ではあれ財政負担もあることですし、もしこの段差が県の設計ミスか工事ミスであれば、その段差解消工事についても新たに大川市の財政負担が生じるのかを含めて、小保酒見線の改良工事がいつごろ完成し供用が開始されるのかをお伺いします。お願いします。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

お尋ねの小保酒見線でございますが、現在の6月18日の工事につきましては、先ほど申しました電柱移設がおくれた関係で7月中旬まで工期が延長なされるそうでございます。その後、交差点の取りつけ部等の工事を新たに発注されるということで交差点部分につきましても1メートル程度掘りまして下の路床段階からやりかえるそうでございまして、その取りつけ工事関係の完成が9月末ということで聞いております。

それから、現道との段差が40センチ以上あってひど過ぎるのじゃないかという御質問でございますが、市のほうも実は昨年末には排水溝が並べられました段階で低いのではないかということでまず業者に確認いたしまして、業者のほうは図面どおりできていますということで、県のほうに設計が間違っていないか確認したところでございます。県の担当者からは、「確認しましたが、これが設計どおりの高さです。周りの隣接する宅地の高さとか道路の排水勾配を考えてこういう高さにしています。」との回答でございました。さらにその後、地元の方からも議員からも御指摘をいただきまして、県の担当も異動しておりましたので再度間違っていないか、それから現地のほうももう1回、測量をしてほしいということで測量ま

でしていただきましたが、やはり一応、設計どおりできているということでした。

それ以上の答えはなかったんですが、基本的にはこれは国の補助を受けてなされている事業でございます、会計検査院のほうの監査対象にもなります、国の検査もございますので、検査をまずちょっと先に受けなければならないというそういう事情もあるかと、私どものほうはちょっと推測するところでございます。

いろいろその後、不都合があったら道路管理者の県のほうでそれはすべて対応してくださいと、当然のことですが、それは間違いありませんということ念を押しておきまして、それについては県のほうで対応するというところでございます。仮の話をする、もし一部手直しがなされるということがあれば、それはもう当然、県の費用で出されるというふうに私どもは判断いたしております。

以上です。

議長（井口嘉生君）

2番。

2番（箴島かおる君）

いろいろ御事情があるみたいなので、あんまり追及もできないような感じがするんですけども、この小保酒見線の段差の問題については、今の説明では設計ミスや工事ミスではない旨のお答えだったと思いますが、ミスでなかったにしろミスであったにしろ現場の状況を見れば、だれでもこれはおかしいなと思うはずだと私は思います。近所の人たちがうわさをするころには大川市としても当然、気づいていただろうと思います。先ほど気づいていたということではなかったと聞いておりました。

大川市の管轄工事でないからといって知らんぷりを決め込むではなくして、確かに知らんぷりはされていないと思いますけれども、何かそういうふうに見えます。気づいた段階でちゃんと確認して、その情報をきちんと住民なり区長や私ども議員などに知らせることで住民の不安をなくす努力が必要だと私は思いますが、いかがでしょうか。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

私も実際、不安を感じていらっしゃるということであれば、当然、そうすべきであったと思います。



議長（井口嘉生君）

2番。

2番（笹島かおる君）

これですね、やっぱり住民説明というのは、用地買収とかいろいろあっていますですけども、道路ができていいる段階で先ほど40センチ以上の段差があつて、その下に側溝が下にあるとですね、どうしてもどういう道路になるんだろうかと。そして、先ほど交差点のところを掘り返すとか言っていたらっしゃいましたけど、最初から設計がきちんとできていれば、それはわざわざまた無駄な費用は要らなかったんじゃないかと私は思いますけれども。

何度も言いますが、次の一般質問にて福永議員が同じような質問をされます。これだけ住民の皆さんが不安に感じていらっしゃいます。このね、住民に不安を与えるということは、やっぱりなるだけそういったのにはもう隠そう隠そうじゃなくて、素直に大川市民にこういう状況だから、県がこういうふうにして言っているんですけども、私ども、これに気づいておりますけれども、皆さん御心配なく県がちゃんと対応をされるということを言っておりますから、皆さん御心配なく安心してくださいと、そういうふうには言えないものですかね。私はそれをぜひお願いしたいと思います。もうよかですよ、言わんだっちゃ。では、もうこれに対して課長もいろいろ言いたいことがあるかと思いますが、ぜひ今後、こういうことがいろいろあると思うんです。そういったものもなるだけ臭い物にふたをするということではなくて、やっぱり私たちも議員は市民の代表であるし、区長さんもいらっしゃいます。住民の皆さんたちが不安がないような形をぜひとっていただきたいと思います。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

先ほどちょっと答弁で少し漏れがございましたけど、交差点部分も1メートルほど掘って下から入れかえるという説明をいたしましたけど、最後の仕上がり高さとしては現在の高さから30センチ程度カットする部分もできてきますので、現在の見た目よりもかなり緩和されるという形になると思います。

以上です。

議長（井口嘉生君）

2番。

2番（笹島かおる君）

緩和されるのは、それ、よくわかります。それ、県のほうがちゃんと対応していただくということでしょうけど、私が一番言っているのは市民の不安を与えないようにちゃんと住民の気持ちをわかっていただいていますね、そこに区長さんもいらっしゃいます、我々議員もおります、ぜひそこを説明を前もって説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、幼稚園問題についての質問に移らせていただきます。

私が先ほど壇上で述べたような幼稚園を取り巻く環境は恐らく近隣の市町村でも同じような問題を抱えているのだろうと推測しますが、大川市の近隣市町村での公立幼稚園の現状といますか、近隣の市町村ではどれくらいの公立幼稚園があるのか、お尋ねします。

議長（井口嘉生君）

学校教育課長。

学校教育課長（武下博子君）

近隣での公立幼稚園の数ということでございます。ちょっと園数をちょっと掌握しておりませんでしたけど、近隣の市町村で公立の幼稚園があるところは今のところ小都市でございます。

それから、県内につきましては先ほど教育長が登壇をいたしまして答弁いたしましたとおり、市においては北九州市を初め9市、それから町においては12町において公立幼稚園が今のところ存続しております。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

2番。

2番（笹島かおる君）

今、お答えいただきましたけれども、小都市、それから北九州市を初め9市、そして町村の町ですか、12の町が公立幼稚園があるということでは言われましたけれども、北九州市を初め9市、これ、名前はわかりますか、それと12町。

議長（井口嘉生君）

学校教育課長。

学校教育課長（武下博子君）

市につきましては、北九州市、福岡市、飯塚市、田川市、それから大川市、小郡市、それから筑紫野市、福津市、宮若市でございます。町につきましては那珂川町、それから新宮町、久山町、それから粕屋町、須恵町、小竹町、篠栗町、桂川町。それから、田川郡では香春町、それから川崎町、添田町、吉富町という、これは20年度の統計でございますので、もうその後合併しているところもあるかもしれませんが、一応こちらのほうで統計で把握しておるところは以上のようなところでございます。

議長（井口嘉生君）

2番。

2番（箴島かおる君）

先ほど言っていたいただきました小郡市、福岡市、北九州市、田川市、大川市、筑紫野市と宮若市とか、那珂川町、篠栗町などで12町、そういうことですがけれども、近隣の柳川市、大木町、久留米市、筑後市にはないんですね。

議長（井口嘉生君）

学校教育課長。

学校教育課長（武下博子君）

近隣でありますのは小郡市だけで、柳川市、久留米市等には公立の幼稚園はございません。以上でございます。

議長（井口嘉生君）

2番。

2番（箴島かおる君）

はい、ありがとうございました。先ほど教育長のお話の中に市立木室幼稚園の役目の話がありまして、その中で市立幼稚園は大川市のリーダー的、指導的立場というふうなお話がありました。間違いはないですかね、先ほどそんなふうにしてお話しになりましたけれども、教育長。

議長（井口嘉生君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

壇上で答えました内容は、今議員御指摘のとおり、市全体のリーダー的役割を強化するとともにという言葉を使わせていただいて、もっと公立としてほかの幼稚園とか保育園に対す

る、つまり幼児教育のレベルアップというのをもっと考えていかなくちゃならないんじゃないかというような御意見を含んでおる内容でございます。

議長（井口嘉生君）

2番。

2番（笹島かおる君）

幼児教育レベルアップ、大川市のリーダー的、指導的立場と幼児教育のレベルアップというふうにお話をされました。

では、大川市立木室幼稚園はリーダー的、どういうことを今までされておりますか。

議長（井口嘉生君）

学校教育課長。

学校教育課長（武下博子君）

木室幼稚園のリーダー的な役割ということでございますが、今、子供たちの現状と申し上げますのは非常に規範意識が欠如しているとかですね、思いやりが欠如しているというふうな子供の、いわゆる今の課題がございます。その課題に向けて幼稚園教育をどうあるべきかというような検討をしております。

その中で、特に今、学校教育の中で考えておりますのが、小学校へ入学するときの子供たちの様子ということですが、小学校に入学した途端、子供にやはり幼稚園、あるいは保育園から小学校に上がるときにギャップを感じるということや、やはり小学校に入った途端、課題があるというようなことがございます。

そういうことで1つには、幼稚園、保育園と小学校の連携ということで、たまたま木室には小学校が隣にございますので、今、木室幼稚園と木室小学校との連携ということで事業をやっております。例えば、幼稚園から木室小学校に出向いて行って授業を学ぶですとか、木室小学校の先生から幼稚園のほうに来ていただいて子供の様子を観察していただいて、それを幼稚園教育、あるいは小学校の教育に役立てていただくとか、そういったことをしております。

それから、学校の中で、いわゆる小学校の1年生のカリキュラムにつきましては小学校のほうで立てるんですけれども、一応、幼稚園のほうでもカリキュラムを立てまして、それを小学校と幼稚園と結びつけるといいですか、スムーズにカリキュラムが進むようにというような、そういった研究をしております。

それから、公開保育研修会というのは木室幼稚園のほうでしておりまして、私立、公立問わず保育園、幼稚園から授業を参観していただいて子供たちの学びですとか、その態度における課題ですとかそういったことで大川市の幼児教育の中心的な役割が果たせるようにということで種々対策をとっているところでございます。

議長（井口嘉生君）

2番。

2番（笹島かおる君）

では、この答申の、5年をめぐりに市立幼稚園の存続の是非にという文言の中に抜本的な検討を行うと答申にありますのは、この木室幼稚園も入っておると思っておりました、私は。

入っておると思っておりますけれども、今、いろいろ説明をしていただきましたけど、通常、それはどの幼稚園でもそういった研修はなされていると思うんですけれども、やっぱり必ずしも市立幼稚園がないといけないんでしょうか。そして、この答申が出されてこの5年間、どのような成果があったのでしょうか、そこをお示してください。

議長（井口嘉生君）

学校教育課長。

学校教育課長（武下博子君）

公立幼稚園が1園になりまして、平成19年からは5年がたっておるわけでございます。

その中で、公立幼稚園1園残りしました木室幼稚園におきましては、公立幼稚園でできることとして先ほど申し上げましたようなこともしております。それから、子育て支援センターと結んでその子育ての相談会を開催するですとか、私立の幼稚園の先生方の研修を合同ですとか、そういうふうなこと、あるいは地域の未就園児の受け入れということで未就園児地域の方に来ていただいて幼稚園のあり方を見ていただくですとか、ボランティア団体との交流を通したいろいろな子供の活動ですとか、園庭開放ということで地域の方との連携を図って子育てについての講座を開設しますですとか、大きくは私立幼稚園、あるいは保育園とのつなぎをしていくといったところに主眼を置きましていろいろ働きかけはしていたかと思えます。まだ十分でない点は思っておりますけれども、今後もそういう幼児教育の基本的な、根本的なあり方がどうあらなければならないかというような、そういったことに力を入れながら事業を進めているところでございます。

議長（井口嘉生君）

2番。

2番（笹島かおる君）

いろいろ事業を進めると言っていましたけれども、先ほど私、ちょっと言いましたけど、答申の5年をめどにということで、この市立幼稚園、これも見直しになるんじゃないかと私は思っておったんですけれども、このままいけば、このまま存続という形でされるんですか。

議長（井口嘉生君）

学校教育課長。

学校教育課長（武下博子君）

公立幼稚園の存続ということにつきましては、教育委員会でも議論をしてきたところです。また、市の経営政策会議の中ででも市の経営の中で公立幼稚園がどうかということも含めて協議を進めてきたところですけれども、教育委員会といたしましては今、特に考えておりますのが、先ほど教育長の答弁の中でも申し上げましたけれども、幼児教育の重要性というところで大川市の幼児教育、幼児教育の方針をつくろうということで、平成22年度には協議をしながら大川市の幼児教育の基本方針、指針をつくろうということで考えております。そういう中にまだ事務としてはいつということ、まだちょっとまだ進んではおりませんけれども、今年度におきまして幼児教育の大川市の指針ということで外部の方も一緒に入っていて大川市の幼児教育はどうあるべきかというような方針を出していきたいというふうに思っております。

それから、それを受けましてその指針に従いまして幼児教育をどのように進めていくかというような進行プログラム、こういったものもきちんと策定して公立幼稚園のあり方というものを探していきたいというふうに、今、思っているところでございます。

議長（井口嘉生君）

2番。

2番（笹島かおる君）

今の話ではずっと公立幼稚園はそのままでいくというように聞こえますが、では幼稚園に対する大川市の財政措置について質問をしたいと思います。

大川市の平成22年度の予算書で見ると幼稚園費は81,775千円となっております。その財源内訳は国、県支出金12,467千円、その他の財源、これは多分市立幼稚園の授業料だと思います、4,066千円、一般財源65,242千円となっております。一般財源というのは大川市が負担

する分ですね。歳出の項目で私立幼稚園に対する部分を見ますと、就園奨励費補助金39,929千円、私立幼稚園運営費補助金250千円となっております。これから公立幼稚園に対する大川市の財政負担を計算しますと大川市の支出である一般財源65,242千円から私立幼稚園に対する補助金である就園奨励費補助金39,929千円と私立幼稚園運営費補助金250千円を引いて就園奨励費補助金に対する国庫負担金である国、県支出金12,467千円を加えると、大川市が公立幼稚園に対する負担する金額37,530千円という数字が出てまいります。この計算で間違いはないでしょうか。

議長（井口嘉生君）

学校教育課長。

学校教育課長（武下博子君）

22年度予算ということでございまして、この幼稚園費の中に含まれております公立幼稚園、あるいは私立幼稚園への就園奨励費、これを含めまして22年度予算は81,775千円という額を計上させていただいております。この額がそのまま歳出に上がるかどうかというのは、まだ予算の段階でございますのでわかりませんが、今の予算の枠組みでいきますとそのような計算になるかと思われまます。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

2番。

2番（箆島かおる君）

先ほどの質問の回答で近隣の市町村では公立幼稚園はほとんどないことが判明しましたが、壇上でも述べましたが、昨年度1年間の出生者数が240名しかいないまでに少子化が進んだ大川市で、民業を圧迫してまで1園しかない公立幼稚園を維持するために毎年37,000千円を超える市費を投入するのは教育の機会均等の観点からも私は問題だと思います。

大川市では、今定例会において3番目以降の児童を出産したときに大川市から祝い金として200千円を支給するとして大川市出産奨励祝い金支給条例を廃止する条例が提案されております。このための経費はことしの予算書を見ますと出産育児諸費として25,213千円が計上されております。この問題を絡めてお答えを求めますと事前審査となってしまうかもしれませんので、お答えは求めません。これにて私の一般質問を終わります。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩をいたします。再開時刻は15時30分といたします。

午後 3 時20分 休憩

午後 3 時30分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

ここで、市長から発言の申し出があります。市長。

市長（植木光治君）（登壇）

先ほど、石橋議員の質問の中で、市長との面談についての答弁の中で、市長と議員との面談のあり方という御質問でありましたけれども、その中で、

〔 発 言 取 り 消 し 〕

というふうに

申し上げましたが、質問が市長と議員との面談ということでございましたので、

という部分は削除させていただきます。

議長（井口嘉生君）

次に、9番福永寛君。

9番（福永 寛君）（登壇）

皆さんこんにちは。本定例議会最後の一般質問になりました。本日5番目の質問を行います、議席番号9番の福永寛です。

前者の方、箴島議員と多少重複するかもしれませんが、後でやるのも何かとやりづらくございますが、私なりに質問をさせていただきます。お疲れとは思いますが、最後までよろしくお願い申し上げます。

それでは、議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目は、以前にも質問をしましたが、都市計画道路堤上野線の進捗状況について、再度お尋ねします。

有明海沿岸道路が平成20年3月29日に大牟田から大川区間の大川中央インターまでが供用開始されました。

都市計画道路堤上野線は、市の街路事業として整備され、平成19年4月5日に供用開始されておりますが、その後、大川中央インターから小保地区のハローワークの前の道路の交通



量が相当増加しているのは皆さん御承知のとおりだと思います。

また、この道路の開通によって、現在進められている小保・榎津地区の肥後街道や向島の若津地区の国指定重要文化財でもあります筑後川昇開橋や三瀨銀行記念館並びに九州貨幣博物館とのつながりができることによって、観光や歴史の探索ができることで、市内外からの観光客も増加するものと考えられます。市長も、まちに活力を再生する堤上野線の整備、小保地区、榎津地区の町並み整備などを進める、活力再生のまちづくりをするということですので、つきましては、旧佐賀線跡地踏切から花宗川を越えて、県道水田大川線までの、現在、県事業で進められている区間の早期完成を地域住民は待ち望んでいるところでございます。ですので、都市計画道路堤上野線の進捗状況についてお尋ねします。御答弁をお願いします。

また、アクセス道路の小保酒見線の整備状況については、自席にて質問をさせていただきます。

次に、2点目は、小保団地内にある大川公共賃貸住宅の空き部屋対策などについてお伺いいたします。

独立行政法人雇用・能力開発機構から譲渡され、平成22年1月1日から大川市が所有し、大川公共賃貸住宅として管理することになっていることは皆様御承知のとおりです。空き部屋対策、また入居募集をされているとは思いますが、まだ多くの空き部屋があるようですが、どのような対策を行ってあるのか、お考えをお願いいたします。

以上で壇上からの質問は終わります。あとは自席にてお伺いいたします。よろしくお願ひします。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

福永議員の御質問にお答えをいたします。

都市計画道路堤上野線は、有明海沿岸道路の大川中央インターへのアクセス道路として、県道734号若津港線、旧小保の踏切から花宗川を横断して県道水田大川線までの区間について、県により鋭意整備が進められております。

議員御指摘のように、堤上野線が開通すれば、榎津・小保地区と向島地区間の周遊が可能となり、大きな経済効果が期待できるものと考えております。

進捗状況につきましては、現在、小保地区と向島地区の用地交渉を精力的に進めておりま

して、平成25年度完成を目標に、県とともに全力で取り組んでまいります。

2点目の、市の公共賃貸住宅についてのおただしであります。

公共賃貸住宅につきましては、平成21年12月に、独立行政法人雇用・能力開発機構所有の雇用促進住宅を買い取りまして、平成22年1月1日より大川市公共住宅として市で管理を開始いたしました。

お尋ねの、空き部屋の状況であります。管理戸数が160戸に對しまして市に移管した時点での入居者は71戸で、平成22年5月末現在の入居者数は29戸ふえて100戸でありまして、空き部屋の数は60戸となっております。

この空き部屋対策をどう考えるかという御質問であります。入居募集は、これまで平成21年12月15日と、平成22年3月15日の市報で募集をいたしまして、市のホームページでも常時募集を行っております。

公共住宅は市営住宅と違いいつでも入居できますので、この点を強調し、今後も、市報及びホームページでの募集を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

9番。

9番（福永 寛君）

それでは、自席から質問をさせていただきます。

市長の答弁で、進捗については説明はいただきましたが、都市計画道路堤上野線の区間には、花宗川にかかる橋の建設が必要であるが、市当局は、福岡県に対して早期建設要望をされているのか、現在までの経過をお尋ねします。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

御質問にございましたとおり、もちろん早期建設を要望しておりまして、今年度の予算では、ボーリング等の測量試験、それから、橋梁の詳細設計を行うようにしております。

議長（井口嘉生君）

9番。

9番（福永 寛君）

経過ということでございますので、市の当局として、県のほうには何度ぐらい要望的なことをされたのかお尋ねしたところでございますので、その点をよろしく申し上げます。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

要望のみでということではございませんが、検討は用地関係でも頻繁にあっておりますし、大体2カ月に1回程度は事業進捗等についての打ち合わせも行っておりますので、おおむね二、三カ月に1回は、もうそういう形でお願いしているところでございます。

以上です。

議長（井口嘉生君）

9番。

9番（福永 寛君）

ありがとうございます。

とにかく市長もいろいろ堤上野線については常に考えを持っているという思いがあるということは常々聞いておりますが、我々地域住民といたしましても、そういうふうな工事状況を、常にやりよっぞというような気持ちを明記していただければ大変助かります。

次に、市長もまちづくりの活力を再生するという、また小保地区、榎津地区の町並み整備などに進める活力再生のまちづくりをするということでございますので、道路整備には時間もかかるとは思いますが、旧佐賀線跡地踏切から花宗川を越えて、県道水田大川線までの県事業で進められている区間の完成を望みます。再度、ちょっとその意見についてお願いしたいんですが。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

先ほども御答弁いたしましたように、橋の建設をとにかく急いでほしいということで要請しておりまして、先ほども申しましたように、ことし設計等を行いまして、23年度から橋梁の下部工に着手するように聞いております。

以上です。

議長（井口嘉生君）

9番。

9番（福永 寛君）

ありがとうございます。とにかく早急にできるのを望んでおりますので。

次に、壇上でも言いましたように、小保酒見線の整備状況についてお伺いいたします。

堤上野線の関連路線である都市計画道路小保酒見線の旧佐賀線跡地踏切付近で現在整備されている部分の中で、交差点との道路取りつけが急になるような状況でもあります。前の方の議員も言われましたように、段差があるのは地域住民の皆さんは状況を把握してあるところでございますが、交差点との道路が急になるような状況でもありますので、いかなるものか地元市民は心配をしておりますので、こういった完成方になるのか、お示しをいただきたいと思っております。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

先ほどの答弁とも重なる部分がございますが、交差点全体をやりかえるということでございまして、多いところでは30センチメートル近く削って、できるだけスムーズな形で取りつけるといことで、見た目的にも完成してしまえば、今思っていच्छるような、そういう感じとは大分変わってくるはずだというふうに県のほうからはお聞きしております。

議長（井口嘉生君）

9番。

9番（福永 寛君）

前の方の質問に対していろいろ聞きよりまして私なりにちょっと意見を持ったところがございますが、L字に曲がったところの今ある道路は取りつけに対しては、削ったら、どうにかなるだろうという思いは私は持っております。けれども、今現在進めてある小保酒見線は、ちょっとの雨でもとにかくあそこの道路に水たまりができます。あそこの駅前の方の住民の方はどっちに逃げていったいいか、歩いていったいいかという思いがしてあるところでございますが、本当、とにかく道路改良は安全性とも並行してやっていただきたいなという思いがございますので、とにかくその辺の完成を地域住民に心配させないようにお願いしておきたいと思っております。

続いて関連でございますが、既に完成をしておる同じ道路の東側区間には、明治橋から小

保橋までケヤキが植わっております。今改良してある道路について、植樹を考えてあるのか、お答えいただきたいと思います。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

その点については、県のほうにお尋ねいたしましたところ、同路線については幅員が15メートルの都市計画道路でございまして、植樹帯がないところで事業認可を受けて工事を進めているということで、事業の中で植樹をする計画はないということでございました。

以上です。

議長（井口嘉生君）

9番。

9番（福永 寛君）

ないということですね。もうそれではいいんですけれども。ま、いつも私は通っております、明治橋から今の小保橋の手前までは、きれいな歩道とか、小保橋のところにはまたいろんなカラー舗装ができております。完成方に歩道をどうするのか、ちょっとだけお示しいただければ幸いです。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

道路の空間を付加価値の高い道路にしていくというのは、一貫した市の方針でありますから、有明海沿岸道路の県の側道については、かなり無理をして国に一重のこぶしを植えさせました。おかげで非常にきれいな街路となりました。今般のことについても、そのあたりの事前の協議が十分徹底されていなかったのかもしれませんが、我々の一貫した方針でありますから、できるかできないかはちょっとここで約束はできませんが、そういう方向で県にやってくれるように協議をしてみたいと思います。

それからもう1点は、先ほど来、箴島議員も御指摘してありましたけれども、段差の問題は、これはなかなか役所としては瑕疵というか、無謬性といいまして認めにくいところもあると思いますし、真実はよくわかりません。ただ、県としては、設計ミスはない、施工ミスはないと言っておりますけれども、やっぱり常識的な目で見ますと、なかなか道路としては

不具合な面があるやに見えますので、これもどこまで県がやってくれるのか、やるのか、その時期も含めて 時期の問題も多分あると思います。役所ですから、先ほど言いましたように、会計検査とかいろいろ小難しい話もありますから、なかなか本音では言えない分もあるのかもしれませんが、少なくとも、市民の皆さんが常識的な目で見ても、ちいっと違うんじゃないのという道路はやっぱり是正をしていただくよう、我々も現場を持っている者としてしっかり要請をしていきたいと、そういうふうに思っています。

議長（井口嘉生君）

9 番。

9 番（福永 寛君）

市長ありがとうございます。本当、私、地元といたしましても、そういう地元の住民の方のせつない心配というか、そういうことをさせないようにするのも我々議員の一つかなという思いがございまして質問をさせていただいたところでございますので、国の補助として行われておるということではございますが、早急にそれなりに県のほうにも、再度でも何度でも強く要望をしていただければ県のほうもしていただけるかなという思いがございまして、とにかく要望計画なりを立てて、一生懸命努力していただきたいという思いがございまして、

次に、大川市公共賃貸住宅の空き部屋対策についてお尋ねをします。

市長の答弁の中にもありましたが、平成20年9月末現在では、1棟から3棟まで42世帯、また、16棟から18棟では57世帯、計99世帯の人が住んでおられましたが、その後、継続契約された件数は、ちょっと聞き漏らしましたので再度お願いしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（川野徳秀君）

先ほど市長が答弁いたしました、その内容でございます。

今おっしゃいましたように、20年9月現在では99戸ございまして、昨年末12月から1月に、この公共賃貸住宅のほうに雇用促進から契約がえということをお願いいたしましたのが71戸ございました。その後、29戸入居されて、現在100戸ということでございます。

議長（井口嘉生君）

9 番。

9 番（福永 寛君）

それでは、平成21年12月15日に市報で80戸の募集がしてありましたが、契約に約20世帯ぐらい移転されたことになるとと思いますが、今現在では、入居募集をされた後、平成22年5月末現在まで、入居者は100戸ということで間違いございませんか。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（川野徳秀君）

間違いございません。

議長（井口嘉生君）

9番。

9番（福永 寛君）

時計を見ながら質問をしていきます。

次に、ちょっと聞いたところによりますと、募集に対して聞いておりますが、グループホームからの入居募集があったと聞きましたが、入居状況とかどのようにお考えなのかお示しをしてください。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（川野徳秀君）

グループホームの申し込みでございますが、規則上はグループホームも入居可ということにしております。ただ、条件面については、まだ整備が十分に整っていないという状況でございます。現在1件申し込みがございまして、これも今、条例等に照らしまして、適合するかどうかということを検討していると。実は、市だけじゃなくて、これは県のほうから設置の許可が必要でございますので、そこら辺の条件整備も必要でございます。基本的には、地元の同意と、意向を尊重するというのが原則になっておりますので、そのところがポイントになるかとは思いますが、今後そういう適合する施設になるかどうかということで検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（井口嘉生君）

9番。

9番（福永 寛君）

検討するということではございますが、グループホーム的な問題に対して、防災設備とか、

安全性のためにもそれは必要ではないか。

また、スプリンクラーの設置やいろいろお考えがあるとは思いますが、設置とか、どうい  
うお考えを持ってあるのか、その辺をお知らせいただければ幸いです。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（川野徳秀君）

先ほど、検討をいたしますと、その中には、当然、新たな設備が要るかどうかというのも  
検討の内容になってまいります。

実は、消防署のほうに、こういう施設を設置する場合に、新たな 例え、スクリンプ  
ラーとか、設備が必要かということについては、今のところ、スクリンプラーなど特別な施  
設を設置する必要は、消防法上はございませんということでございます。ですので、スプリ  
ンクラーなどの、いわゆる消火設備については必要ないのかなと。

ただ、例えば、台所とか、そういうところが必要になってくるかどうかは、ちょっと先ほ  
ど言いました県のほうの許可に最終的になりますので、もうそこら辺で出てくることもある  
のかなというふうに思っております。

議長（井口嘉生君）

9番。

9番（福永 寛君）

我々、地域におりまして、また、そういうふうなグループホームとか、いろんな形で条例  
とかあるようなことをちょっと耳にしましたが、その辺、よかったらちょっと触れていただ  
きたいと思いますが。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（川野徳秀君）

グループホームで設置に関しましては、先ほど来、言っています、基本となります市の公  
共賃貸住宅の管理条例の中に、いわゆる専用住宅以外の、そういうグループホームというの  
は事業でございますので、事業所を設置する場合については、多用途に使うための市長の許  
可が要るということで規定をしているところでございます。

議長（井口嘉生君）



9番。

9番（福永 寛君）

ありがとうございました。いろいろと聞いてきましたけれども、市当局には、ちょっとお願いですが、まだまだ見た目に空き部屋があるようですので、募集や広報等をさらにしていただきたいなという思いがございます。ひいては、空き部屋が少なくなれば、人口増にもつながるのではないかと、また、上水道とか、下水道とか設備してありますので、そういう財政面にもプラスになるのではないかなという思いがございますので、さらに努力をしていただきたいという思いがございます。

行政の活躍を期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

次に、議案第29号から議案第40号までの計12件を一括議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、議案を各委員会に付託いたします。

お手元に配付いたしております議案付託表のとおり付託いたします。

次に、この際、お諮りいたします。明日6月12日から6月17日までの6日間は議事の都合により本会議を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は来る6月18日午前9時30分から開くことになっておりますので、念のため申し添えます。

以上で本日の会議を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後4時 散会

